

平成 30 年度事業  
特別管理産業廃棄物排出・処理状況調査報告書  
平成 28 年度実績値

平成 31 年 3 月

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課



## 目 次

I. 調査概要	1
1. 調査目的	1
2. 調査期間	1
3. 調査実施機関	1
4. 調査項目	1
II. 調査方法	2
1. アンケート調査による基本データの収集	3
1-1 調査対象	3
1-2 アンケート調査の調査票	5
2. 特別管理産業廃棄物排出量の推計	6
2-1 業種区分変更	8
2-2 中分類への按分方法	8
2-3 特別管理産業廃棄物排出量の年度補正方法	10
2-4 原単位法による推計方法	12
3. 特別管理産業廃棄物の処理量の算出方法	14
III. 調査結果	17
1. アンケート調査結果	17
2. 特別管理産業廃棄物排出量の推計結果	18
3. 特別管理産業廃棄物処理量の推計結果	28
3-1 特別管理産業廃棄物の処理状況	28
3-2 特別管理産業廃棄物の再生利用量、減量化量、最終処分量	31
4. 特別管理産業廃棄物と産業廃棄物との比較	37
4-1 業種別排出量	37
4-2 種類別排出量	38
4-3 地域別排出量	39
4-4 処理処分状況	40
IV. まとめ	41
1. 特別管理産業廃棄物の業種別排出量の比較	41
2. 特別管理産業廃棄物の種類別排出量の比較	42
3. 特別管理産業廃棄物の地域別排出量の比較	43

## 資 料 編

I. 産業廃棄物排出・処理状況調査アンケート調査票及び記入要領 .....	45
II. 活動量指標全国合計値 .....	61
III. 特別管理産業廃棄物の種類別処理状況フロー .....	65

## 1. 調査概要

### 1. 調査目的

産業廃棄物問題の解決に向けて、行政施策の積極的な推進や、排出事業者の迅速かつ適正な対応が社会的に広く求められているところである。しかし今日、社会情勢の変化や技術の進歩といった特別管理産業廃棄物を取り巻く状況は著しい変化を続けており、行政施策の推進にあたっては、特別管理産業廃棄物の排出及び処理実態の正確な把握が必要不可欠である。

こうしたことから、本調査は、特別管理産業廃棄物処理行政の推進に関する基礎資料を得ることを目的として実施している。

### 2. 調査期間

自 平成 30 年 6 月

至 平成 31 年 3 月

### 3. 調査実施機関

本調査は、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課の企画に基づき、株式会社シオ政策経営研究所が、環境省の請負業務として実施した。

### 4. 調査項目

#### (1) 特別管理産業廃棄物排出量

平成 28 年度における特別管理産業廃棄物排出量について、都道府県別に調査・推計し、特別管理産業廃棄物の種類別、業種別に特別管理産業廃棄物排出量を推計した。

#### (2) 特別管理産業廃棄物処理状況

平成 28 年度における特別管理産業廃棄物の再生利用量、中間処理量、最終処分量等の処理状況について、都道府県別に調査・推計し、種類別に特別管理産業廃棄物処理状況を推計した。

## II. 調査方法

本調査は統計法に基づく一般統計調査として行った。調査方法は図－II・1のフローに従って、次の（1）（2）（3）の手順で行った。

### （1）基本データの収集

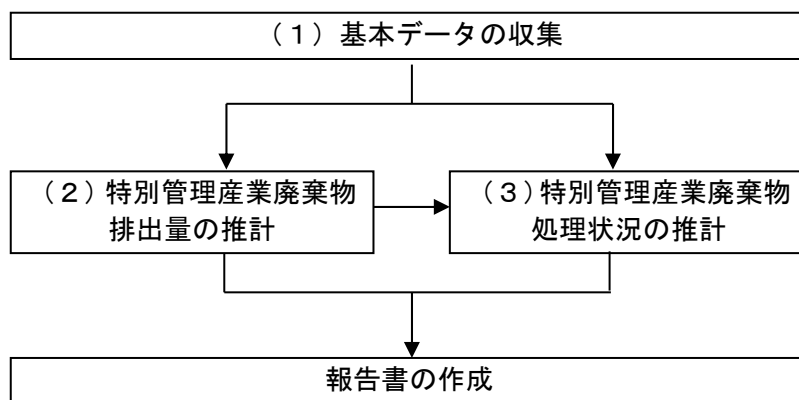
47都道府県を対象としたアンケートによる特別管理産業廃棄物の排出状況・処理状況調査を実施し、実態データを収集した。

### （2）特別管理産業廃棄物排出量の推計

47都道府県の排出状況データより、平成28年度の排出量を推計した。都道府県によっては一部未調査業種等があり、原単位法等により補完した。

### （3）特別管理産業廃棄物処理状況の推計

47都道府県の処理状況データ及び排出量の推計値を用いて、平成28年度の処理状況を推計した。



図－II・1 調査方法

## 1. アンケート調査による基本データの収集

自治体が把握している各都道府県の特別管理産業廃棄物排出・処理状況を、アンケート調査により収集し、それらを平成28年度の全国の特別管理産業廃棄物の排出量及び処理量等を推計するための基本データとした。アンケート調査は、47都道府県の産業廃棄物行政主管部署を対象として行った。

### 1-1 調査対象

#### (1) 調査対象業種

「日本標準産業分類(平成19年11月改訂)／総務省」(以下、新産業分類)をもとに抽出した、特別管理産業廃棄物の排出が想定される大分類18業種を調査の対象とした。

表-Ⅱ・1 調査対象業種

No.	大分類	産業分類	コード	No.	大分類	産業分類	コード
		農業、林業大分類	A			情報通信業大分類	G
1	農業、林業	耕種農業	A011	38	情報通信業	通信業	G37
2		畜産農業	A012	39		放送業	G38
3		林業	A02	40		情報サービス業	G39
4		上記以外の農業、林業		41		インターネット付随サービス業	G40
5	漁業	漁業大分類	B	42	運輸業、郵便業	映像・音声・文字情報制作業	G41
6		水産養殖業	B03	43		運輸業、郵便業大分類	H
7	鉱業	鉱業、採石業、砂利採取業	C	44		鉄道業	H42
8	建設業	建設業	D	45		道路旅客運送業	H43
9	製造業	製造業大分類	E	46		道路貨物運送業	H44
10		食料品製造業	E09			上記以外の運輸業、郵便業	
11		飲料・たばこ・飼料製造業	E10	47	卸売業、小売業	卸売業、小売業大分類	I
12		繊維工業	E11	48		各種商品卸売業	I50
13		木材・木製品製造業	E12	49		木材・竹材卸売業	I5311
14		家具・装備品製造業	E13	50		各種商品小売業	I56
15		パルプ・紙・紙加工品製造業	E14	51		自動車小売業	I591
16		印刷・同関連業	E15	52		機械器具小売業	I593
17		化学工業	E16	53		家具・建具・畳小売業	I601
18		石油製品・石炭製品製造業	E17	54		じゅう器小売業	I602
19		プラスチック製品製造業	E18	55	燃料小売業	I605	
20		ゴム製品製造業	E19			上記以外の卸売業、小売業	
21		なめし革・同製品・毛皮製造業	E20	56	不動産業、物品賃貸業	不動産業、物品賃貸業大分類	K
22		窯業・土石製品製造業	E21		物品賃貸業	物品賃貸業	K70
23		鉄鋼業	E22	57	学術研究、専門・技術サービス業	学術研究、専門・技術サービス業大分類	L
24		非鉄金属製造業	E23	58	学術・開発研究機関	学術・開発研究機関	L71
25		金属製品製造業	E24		サービス業	写真業	L746
26		はん用機械器具製造業	E25	59	宿泊業、飲食サービス業	宿泊業、飲食サービス業大分類	M
27		生産用機械器具製造業	E26	60		飲食店	飲食店
28		業務用機械器具製造業	E27			上記以外の宿泊業、飲食サービス業	
29		電子部品・デバイス・電子回路製造業	E28	61	生活関連サービス業、娯楽業	生活関連サービス業、娯楽業大分類	N
30		電気機械器具製造業	E29	62	洗濯業	洗濯業	N781
31		情報通信機械器具製造業	E30		教育、学習支援業大分類	教育、学習支援業	O
32		輸送用機械器具製造業	E31	63	医療、福祉	医療、福祉大分類	P
	その他の製造業	E32	64	医療業		医療業	P83
33	電気・ガス・熱供給・水道業	電気・ガス・熱供給・水道業大分類	F	65	上記以外の医療、福祉		
34		電気業	F33		教育、学習支援業	複合サービス事業	Q
35		ガス業	F34	66	サービス業	サービス業大分類	R
36		熱供給業	F35	67		自動車整備業	R891
37		上水道業	F361	68		と畜場	R952
	下水道業	F363	69	上記以外のサービス業			
				公務	公務	S	

なお、特別管理産業廃棄物排出・処理状況の把握に「日本標準産業分類（平成14年3月改訂）／総務庁」以前の日本標準産業分類（以下、旧産業分類）を用いている自治体については、旧産業分類により想定される大分類16業種を調査の対象とした。

## （2）調査対象廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃棄物処理法）に規定する特別管理産業廃棄物13種類とした。

表－Ⅱ・2 調査対象の特別管理産業廃棄物

廃棄物種類		略称等	備考
廃酸			強酸（pH2.0以下）
廃油			引火性
廃アルカリ			強アルカリ（pH12.5以上）
感染性廃棄物			
特定有害廃棄物	廃PCB等	PCB廃棄物	(調査対象外)
	PCB汚染物		
	PCB処理物		
	銻さい		有害物質含有
	指定下水汚泥		(調査対象外)
	廃石綿等		
	燃え殻	特定燃え殻	有害物質含有
	ばいじん	特定ばいじん	有害物質含有
	廃油	特定廃油	塩素系溶剤、ベンゼン等
	汚泥	特定汚泥	有害物質含有
	廃酸	特定廃酸	有害物質含有
	廃アルカリ	特定廃アルカリ	有害物質含有
	廃水銀等		



## 1-2 アンケート調査の調査票

アンケート調査では、表-Ⅱ・3に示す3種類の調査票及び記入要領を1組として、各都道府県に配布した。記入要領及び調査票は巻末の資料編に掲載した。

表-Ⅱ・3 調査票の構成

No.	調査票名	内容	枚数
1	実態調査状況票	各都道府県で実施した既往の産業廃棄物実態調査の内容及び、今後の調査予定を調査するもの	4枚
2	業種別・種類別産業廃棄物排出量調査票	産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の業種別廃棄物種類別の年間排出量を調査するもの	2枚
3	種類別産業廃棄物処理状況調査票	産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の中間処理・最終処分・再生利用状況を調査するもの	2枚
合 計			8枚

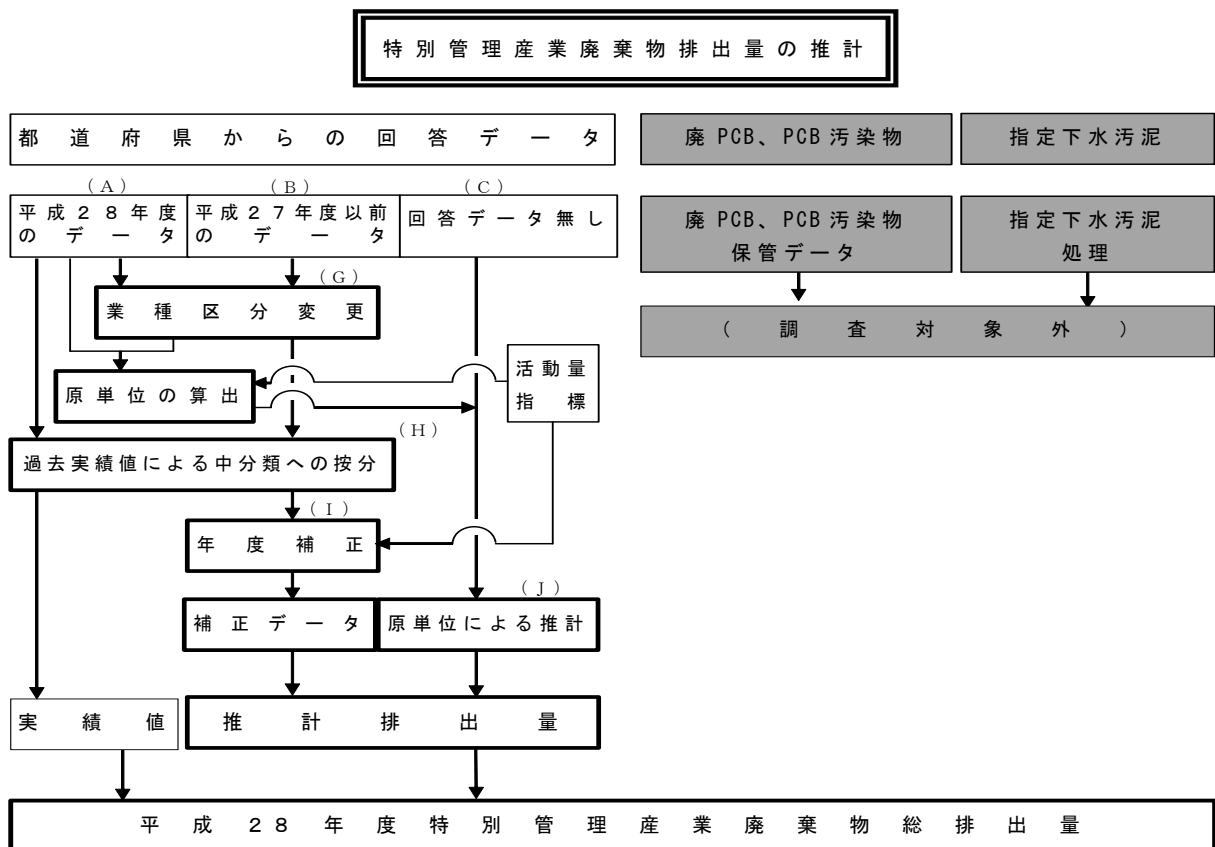
## 2. 特別管理産業廃棄物排出量の推計

特別管理産業廃棄物排出量の推計方法を図－Ⅱ・2に示す。排出量の推計は特別管理産業廃棄物の種類ごとに、都道府県別及び業種別に行った。

なお、平成23年度以前の推計方法（図－Ⅱ・3）では、一部の中分類別排出量の推計が欠落するため、平成24年度より推計方法の見直しを行った。そのため、過年度調査の推計結果とデータの連続していないことに留意する必要がある。

都道府県回答による推計は、平成28年度データの場合（図－Ⅱ・2中のA）はそのまま、都道府県からの回答データが業種大分類の小計のみである場合は、過去実績値により得られた構成比から中分類への按分（H）を行った。平成27年度以前のデータしかない場合（B）は、過去実績値により得られた構成比から中分類への按分（H）を行ったうえで年度補正（I）を行った。さらに、過去の回答データも無い場合（C）は原単位法を用いて推計を行った（J）。

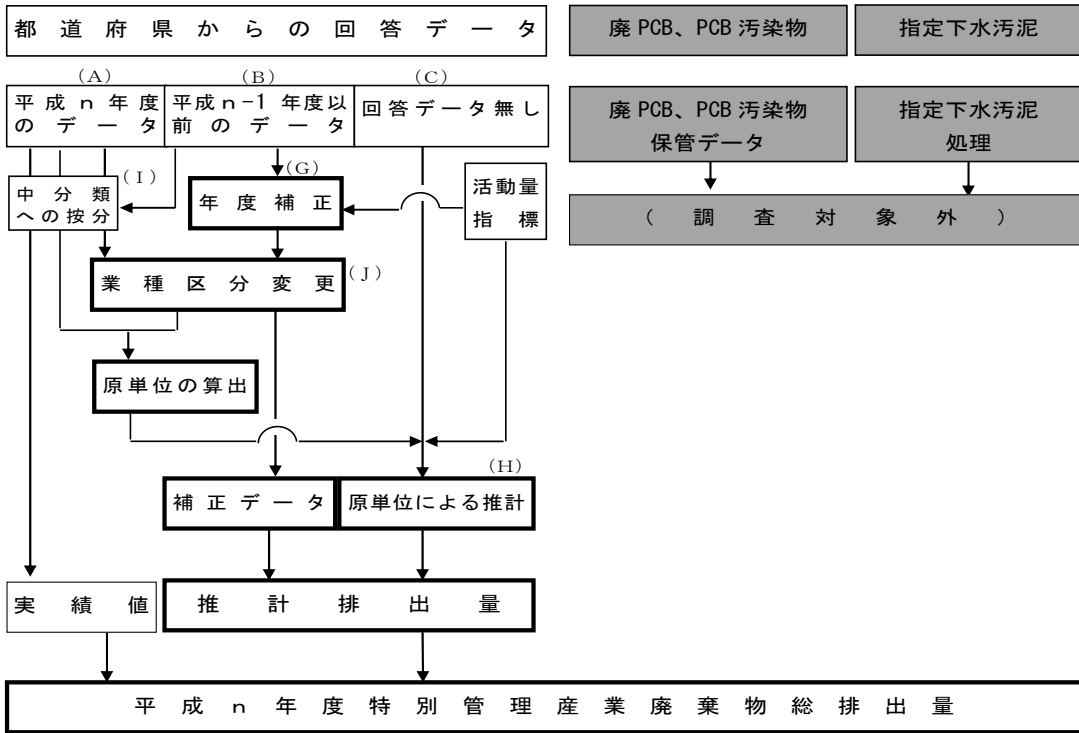
なお、旧産業分類に準拠している場合等があり、フォーマットを整合させるために、業種区分変更（G）といった処理を行った。



□ は計算後の推計（加工）データ

図－Ⅱ・2 特別管理産業廃棄物排出量の推計方法

特別管理産業廃棄物排出量の推計



は計算後の推計（加工）データ

図－Ⅱ・3 平成23年度以前の産業廃棄物排出量の推計方法

## 2-1 業種区分変更

本調査では、新産業分類に基づく業種区分での産業廃棄物排出量を推計した。しかし、都道府県からの回答には旧産業分類で記載されているものもあることから、データの変換を行った。その方法は平成22年度事業「産業廃棄物排出・処理状況調査報告書」の2-3のとおりである。

## 2-2 中分類への按分方法

都道府県からの回答において、調査対象業種が中分類あるいは小分類、細分類（以下、「中分類」）で設定されているにもかかわらず、大分類のみの排出量しか得られなかった場合は、中分類の排出量を按分により推計し、当該都道府県の平成28年度の排出量とした。

### (1) 都道府県からの回答により過去の中分類の排出量が既知である場合

都道府県からの直近年度の回答により過去の中分類の排出量が既知である場合は、今年度の中分類排出量も当該数値に比例するものと想定して、図-Ⅱ・4に示すとおり大分類回答を按分した。

平成28年度(今回)の回答値

業種		特別管理産業廃棄物種類			
		廃酸	廃油	廃アルカリ	…
農 林 業	農業大分類	####	####	####	####
	耕種農業				
	畜産農業				
	林業大分類				
	上記以外の農業				
製 造 業	製造業大分類	####	####	####	####
	食料品製造業				
	飲料・たばこ・飼料製造業				
	…				

大分類の排出量

×

直近の調査年度の当該中分類の排出量

直近の調査年度の当該大分類の排出量

=

中分類の排出量

直近の調査年度の排出量

N県の特別管理産業廃棄物排出量					
業種		特別管理産業廃棄物種類			
		廃酸	廃油	廃アルカリ	…
農 林 業	農業大分類	####	####	####	####
	耕種農業	##	##	##	##
	畜産農業	##	##	##	##
	林業大分類	##	##	##	##
	上記以外の農業	##	##	##	##
製 造 業	製造業大分類	####	####	####	####
	食料品製造業	##	##	##	##
	飲料・たばこ・飼料製造業	##	##	##	##
	…	##	##	##	##

平成28年度(今回)の推計値

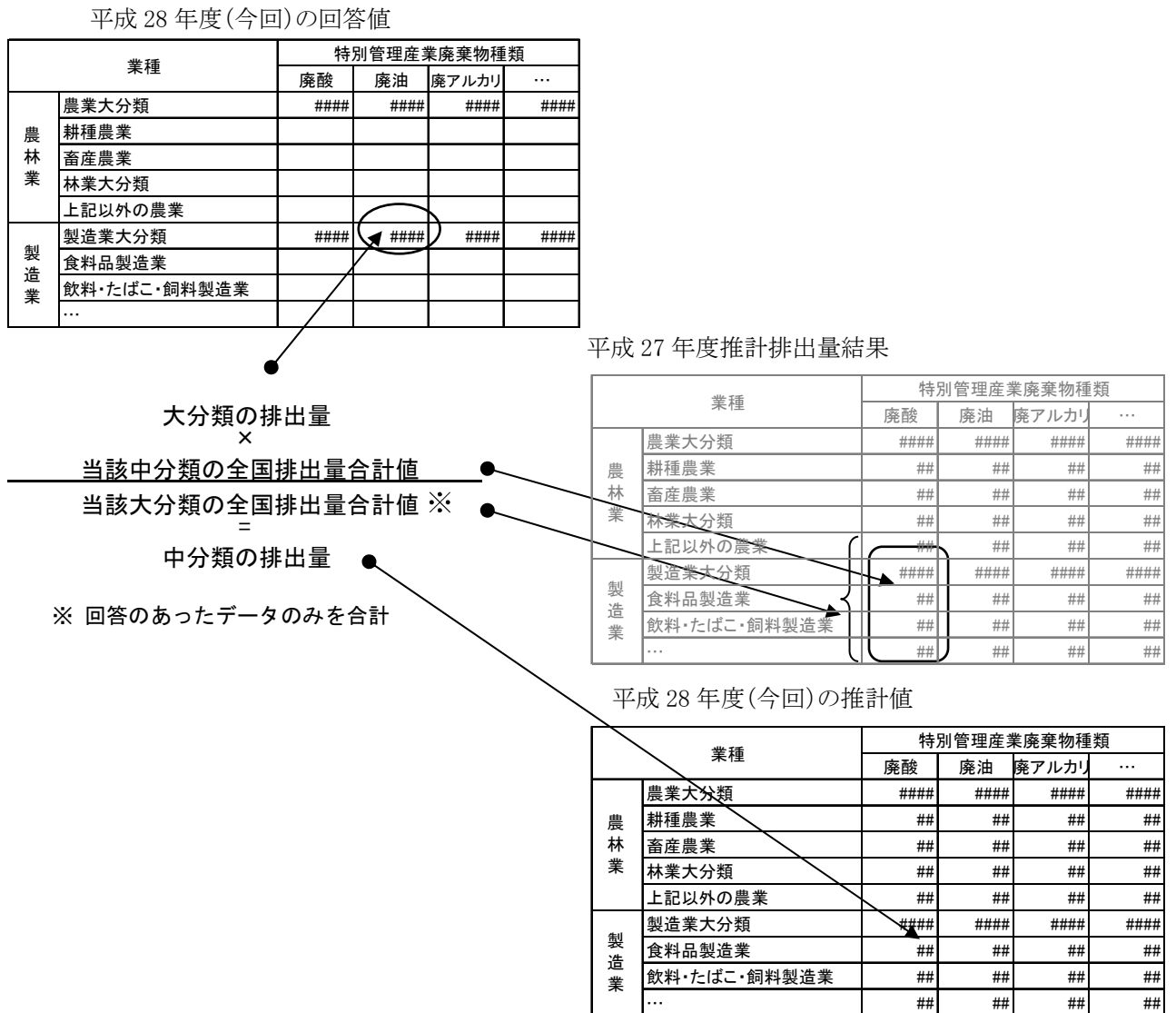
業種		特別管理産業廃棄物種類			
		廃酸	廃油	廃アルカリ	…
農 林 業	農業大分類	####	####	####	####
	耕種農業	##	##	##	##
	畜産農業	##	##	##	##
	林業大分類	##	##	##	##
	上記以外の農業	##	##	##	##
製 造 業	製造業大分類	####	####	####	####
	食料品製造業	##	##	##	##
	飲料・たばこ・飼料製造業	##	##	##	##
	…	##	##	##	##

図-Ⅱ・4 直近の調査年度の排出量による按分

## (2) 過去の中分類の排出量が不明な場合

都道府県からの回答から過去の中分類の排出量が不明な場合は、平成 27 年度の都道府県別・種類別推計排出量の結果から得られる全国平均の構成比を用いて、図－Ⅱ・5 に示すとおり大分類回答を按分した。

なお、平成 27 年度の都道府県別・種類別推計排出量の結果においても中分類の排出量が不明な場合は、大分類回答のみを排出量として計上した。



図－Ⅱ・5 全国平均の構成比による按分

## 2-3 特別管理産業廃棄物の年度補正方法

### (1) 年度補正方法

平成 28 年度の産業廃棄物排出量調査を実施していない都道府県については、平成 27 年度以前に回答があった利用可能な特別管理産業廃棄物排出量データに、活動量指標を用いて年度補正を行い、平成 28 年度の産業廃棄物排出量(年度補正排出量)を推定した。

[年度補正計算式]

$$\text{① 年度補正排出量} = \text{調査年度の産業廃棄物排出量} \times \frac{\text{平成 28 年度の活動量指標}}{\text{調査年度の活動量指標}}$$

補正に用いた業種ごとの活動量指標を表-Ⅱ・4に示す。

なお、活動量指標に金額（製造品出荷額等、元請完成工事高）を用いている場合には、以下のよう年度補正に加えて表-Ⅱ・5に示すデフレーターによる物価補正も行った。

$$\text{② 年度補正排出量} = \text{調査年度の産業廃棄物排出量} \times \frac{\text{平成 28 年度の活動量指標} \div \text{平成 28 年度のデフレーター}}{\text{調査年度の活動量指標} \div \text{調査年度のデフレーター}}$$

表-Ⅱ・4 業種ごとの活動量指標の種類及び出典

業種		活動量指標の種類	単位	出典	出典年度次
農業	耕種農業	施設面積(ハウス面積、ガラス室面積)	a	世界農林業センサス	平成 21 年度 平成 26 年度
	畜産農業	家畜数(乳用牛、肉用牛、豚、鶏)	頭羽	畜産統計	平成 28 年度
林業、漁業、鉱業		従業者数	人	経済センサス	平成 28 年度
建設業		元請完成工事高	百万円	建設工事施工統計調査報告	平成 28 年度
製造業		製造品出荷額等	百万円	工業統計	平成 28 年度
電気・ガス・熱供給・水道業		従業者数	人	経済センサス	平成 28 年度
	上水道業	給水人口	人	給水人口と給水普及率	平成 28 年度
	下水道業	処理区域人口	人	都道府県別汚水処理人口普及状況	平成 28 年度
情報通信業、運輸業 卸売・小売業 不動産業、物品賃貸業 学術研究、専門・技術サービス業 宿泊業、飲食サービス業 生活関連サービス業、娯楽業		従業者数	人	経済センサス	平成 28 年度
医療、福祉		病床数	床	医療施設動態調査	平成 28 年度
教育、学習支援業 複合サービス業、サービス業		従業者数	人	経済センサス	平成 28 年度
	と畜場(動物系固形不要物)	と畜頭数	頭	畜産物流通統計	平成 28 年度
公務		従業者数	人	就業構造基本調査	平成 19 年度 平成 24 年度

表－Ⅱ・５ デフレーター

業種大分類	デフレーター	
	建設業*	製造業**
平成 20 年度	101.6	104.2
平成 21 年度	98.2	98.1
平成 22 年度	98.5	98.7
平成 23 年度	100.0	99.9
平成 24 年度	99.3	98.6
平成 25 年度	101.7	101.4
平成 26 年度	105.2	101.6
平成 27 年度	105.4	98.7
平成 28 年度	105.6	95.9

\* 「建設工事費デフレーター（2011年度基準）」（国土交通省総合政策局情報管理部建設調査統計課）

\*\* 「企業物価指数（2011年基準）」（日本銀行調査統計局）

## 2-4 原単位による推定方法

### (1) 全国共通原単位の算出

全国共通原単位の算出方法を図-Ⅱ・6に示す。

各都道府県からの回答実績値を基に、各都道府県の活動量指標を用いて業種別、特別管理産業廃棄物種類別に全国共通原単位を算出した。



図-Ⅱ・6 全国共通原単位算出方法



(2) 原単位法による推定

全国共通原単位を用いた原単位法による推計方法を図－Ⅱ・7に示す。

なお、回答のない都道府県のほか、未調査業種等により回答に部分的に欠落がある場合（大分類と中分類の回答の双方がない場合）についても、この推定方法で補填を行っている。



図－Ⅱ・7 原単位法による排出量推計方法

### 3. 特別管理産業廃棄物の処理量の算出方法

#### (1) 特別管理産業廃棄物の処理区分構成比の算出

- ① 処理量算出の基本データとしては、各都道府県からの調査回答を、表－Ⅱ・6の方法により図－Ⅱ・8の処理状況フローの各項目に変換したものを採用した。このとき、平成28年度の回答のない都道府県や、本調査と処理区分が相違している等の理由で処理状況データが採用できない都道府県については、平成28年度の有効回答実績から求めた平均値による処理構成比率で代替するものとした。
- ② ①の各都道府県データを産業廃棄物種類別に積算し、それぞれの処理区分構成比率を求めた。

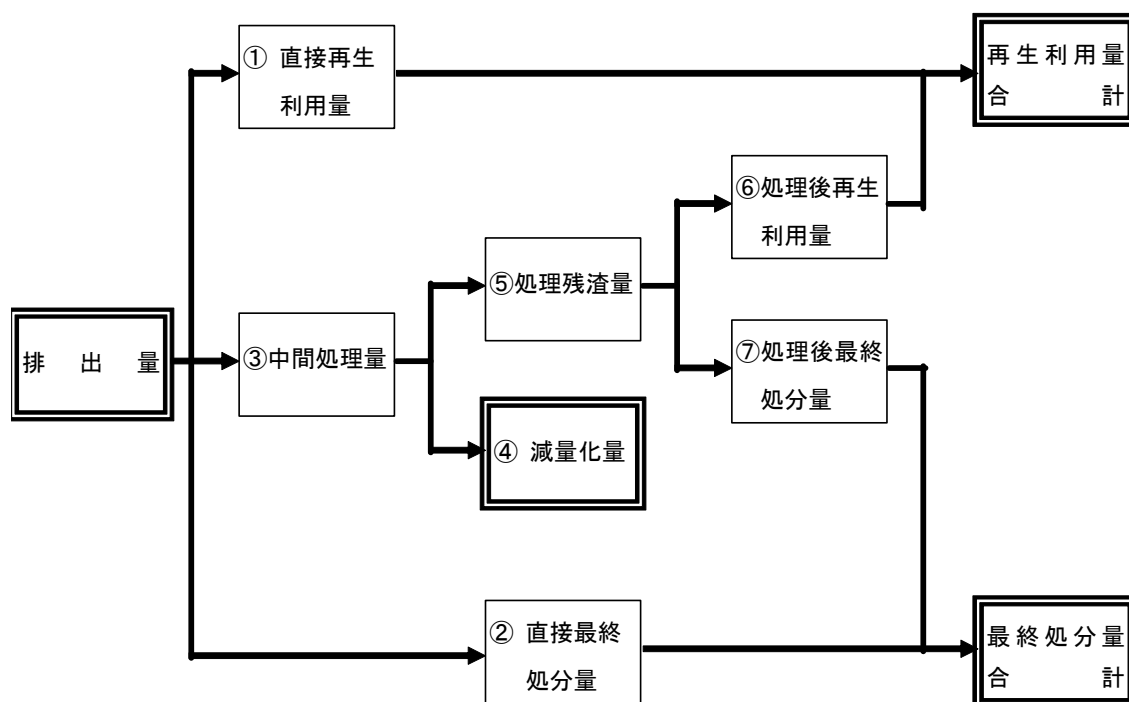
以上により、最終的に全国値としての種類別の産業廃棄物の処理構成比率を算出した。

#### (2) 全国の特別管理産業廃棄物処理状況推計値の算出

特別管理産業廃棄物の種類別排出量に、(1)で算出した処理区分構成比率を乗じて、特別管理産業廃棄物の種類別処理状況推計値を算出した上、その合計値から全国の特別管理産業廃棄物処理状況推計値を算出した。

$$\begin{aligned} & \text{全国の特別管理産業廃棄物処理状況推計値 (t/年)} \\ & = \Sigma \{ \text{特別管理産業廃棄物の種類別排出量 (t/年)} \times \text{種類別処理状況構成比 (\%)} \} \end{aligned}$$

処理状況フロー図を図－Ⅱ・8に、処理状況の算出方法を図－Ⅱ・9に、処理状況算出項目(処理区分)を表－Ⅱ・6に示す。



図－Ⅱ・８ 処理状況フロー図

表－Ⅱ・６ 処理状況算出項目（処理区分）

処 理 区 分	調査票Ⅲ処理項目番号との関係
①直接再生利用量（中間処理せず、再生利用された量）	自己未処理自己再生利用量（8）
②直接最終処分量（中間処理せず、最終処分された量）	自己未処理自己最終処分量（11）＋（5）のうち委託最終処分された量（14ハ）
③中間処理量（中間処理の対象となった量）	自己中間処理量（4）＋（5）のうち委託中間処理された量（13イ）
④減量化量（中間処理により減量した量） （＝③－⑤）	－
⑤処理残渣量（中間処理後の処理残渣量） （＝⑥＋⑦）	－
⑥処理後再生利用量（中間処理後に、再生利用された量）	自己中間処理後再生利用量（9）＋委託中間処理後再生利用量（17）
⑦処理後最終処分量（中間処理後に、最終処分された量）	自己中間処理後自己最終処分量（10）＋（6）のうち委託最終処分された量（14ニ）＋委託中間処理後最終処分量（18）

燃え殻		処 理 区 分					
都道府県	排出量	直接 再生利用量	直接 最終処分量	中間処理			
				中間 処理量	処理 残渣量	再生 利用量	最終処分量
N県	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
O県	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
P県	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
Q県	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
R県	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
…	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
合計	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
構成比	100%	***	***	***	***	***	***

廃棄物別処理状況の各都道府県データ合計値

↓

●全国廃棄物別処理状況構成比

×

●廃棄物別排出量

||

●廃棄物別の処理状況推計

廃棄物処理状況一覧表							
種類	排出量	直接 再生利用量	直接 最終処分量	中間処理			
				中間 処理量	処理 残渣量	再生 利用量	最終処分量
廃油	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
廃酸	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
廃アルカリ	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
感染性	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
…	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
…	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
合計	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
構成比	100%	***	***	***	***	***	***

図－Ⅱ・9 特別管理産業廃棄物の処理状況算出方

### Ⅲ. 調査結果

#### 1. アンケート調査結果

##### (1) 基本データ

各都道府県における特別管理産業廃棄物排出・処理状況の実態調査の実施状況は、表－Ⅲ・1に示すとおりである。基本データは、20自治体からは平成28年度実績についての実態調査結果を、他の27自治体は平成27年度以前の実績についての実態調査結果を利用した。

表－Ⅲ・1 都道府県実態調査実績年度（平成28年度実績値）

No.都道府県	調査年度								
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1 北海道	○				○※	○	○	○	▲
2 青森県	○					▲			
3 岩手県	○	○	○	○	○※	○	○	○	▲
4 宮城県				○※	○	○	○	○	▲
5 秋田県	○		○	○※	○	○	○	○	▲
6 山形県	○	○※					▲		
7 福島県		○	○	○	○※	○	○	○	▲
8 茨城県	○					▲			
9 栃木県	○	○	○	○	○	○※	○	▲	
10 群馬県	○	○※	○	○	○	○	○	○	▲
11 埼玉県									
12 千葉県	○	○	○	○	○	○	○※	○	▲
13 東京都	○	○	○	○※	○	○	○	○	▲
14 神奈川県		○						▲	
15 新潟県	○					▲			
16 富山県	○	○※		○	○	○	○	○	▲
17 石川県	○	○	○	○	○	○※	○	○	▲
18 福井県	○					▲			
19 山梨県	○				○	▲			
20 長野県									
21 岐阜県	○※						▲		
22 静岡県	○	○	○※		○	○	○	○	▲
23 愛知県	○	○	○		○	○※	○	○	▲
24 三重県	●								
25 滋賀県	○		○	○※	○	○	○	○	▲
26 京都府	○		○※					▲	
27 大阪府	○		○※				▲		
28 兵庫県	○※							▲	
29 奈良県	○		○※					▲	
30 和歌山県		○	○	○	○※	○	○	○	▲
31 鳥取県		○	○	○※	○	○	○	○	▲
32 島根県	○					●			
33 岡山県	○	○		○	○※	○	○	○	▲
34 広島県	○	○	○	○※	○	○	○	○	▲
35 山口県	○※						▲		
36 徳島県	○					▲			
37 香川県						▲			
38 愛媛県	○	○					●		
39 高知県	●								
40 福岡県	○	○※				○	▲		
41 佐賀県		○	○	○	○※		○	○	▲
42 長崎県	○※						▲		
43 熊本県	○					▲			
44 大分県	○	○		○		●			
45 宮崎県	○	○	○	○※	○	○	○	○	▲
46 鹿児島県	●								
47 沖縄県	○※					○		○	▲
○、○※	35	21	19	18	21	21	20	20	0
●、▲	3	0	0	0	0	10	7	5	20
計	38	21	19	18	21	31	27	25	20

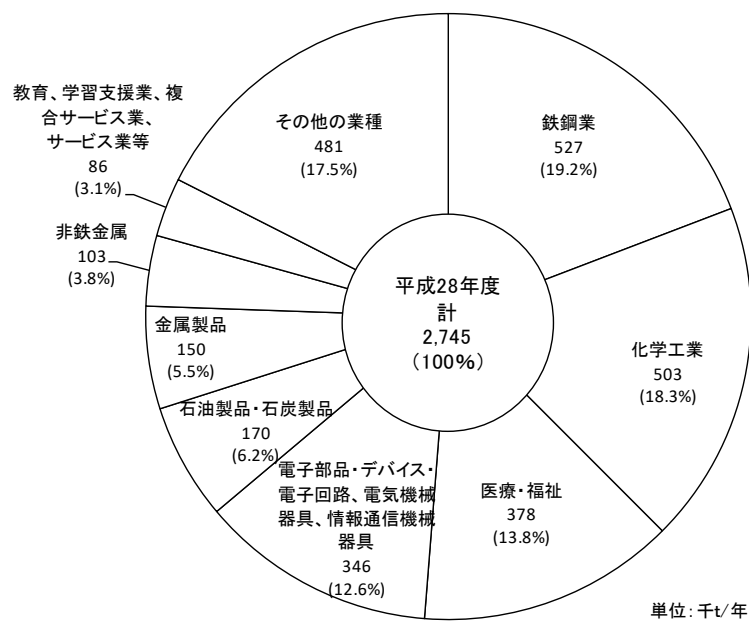
※1 ●:今回採用データ、▲:今回採用データ(大分類による回答あり)  
○:以前の調査、○※:以前の調査(按分根拠として採用)

## 2. 特別管理産業廃棄物排出量の推計結果

図一Ⅱ・2の推計方法により算出した平成28年度における特別管理産業廃棄物の全国排出量は、およそ2,745千トンとなった。特別管理産業廃棄物の業種別排出量を(1)に、特別管理産業廃棄物の種類別排出量を(2)に、特別管理産業廃棄物の地域別排出量を(3)に、特別管理産業廃棄物の業種別・種類別排出量及び都道府県別・種類別排出量を(4)に示す。

### (1) 特別管理産業廃棄物の業種別排出量

特別管理産業廃棄物の排出量を業種別にみると、鉄鋼業からの排出量が最も多く、527千トン(全体の19.2%)、次いで化学工業が503千トン(同18.3%)、医療・福祉が378千トン(同13.8%)、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具が約346千トン(同12.6%)、石油製品・石炭製品が170千トン(同6.2%)となっており、この5業種で全排出量の約7割を占めている(図一Ⅲ・1、表一Ⅲ・2参照)。



※ 各業種の産業廃棄物の提出量は四捨五入して表示しているため、合算した値は合計値と異なる場合がある。

図一Ⅲ・1 特別管理産業廃棄物の業種別排出量 (平成28年度実績値)

表-Ⅲ・2 特別管理産業廃棄物の業種別排出量（平成28年度実績値）

業種	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	排出量(千t)	割合(%)	排出量(千t)	割合(%)	排出量(千t)	割合(%)
農業、林業	3	0.1	0	0.0	0	0.0
漁業	0	0.0	0	0.0	0	0.0
鉱業	193	6.8	29	1.0	14	0.5
建設業	89	3.1	51	1.7	54	2.0
製造業	1,985	70.4	2,294	78.4	2,162	78.8
食料品製造業	8	0.3	33	1.1	40	1.5
飲料・たばこ・飼料	2	0.1	4	0.1	5	0.2
繊維工業	8	0.3	9	0.3	7	0.3
木材・木製品	1	0.0	2	0.1	2	0.1
家具・装備品	2	0.1	3	0.1	3	0.1
パルプ・紙・紙加工品	9	0.3	18	0.6	20	0.7
印刷・同関連	9	0.3	21	0.7	13	0.5
化学工業	566	20.1	521	17.8	503	18.3
石油製品・石炭製品	241	8.5	228	7.8	170	6.2
プラスチック製品	78	2.8	75	2.6	82	3.0
ゴム製品	3	0.1	4	0.1	3	0.1
なめし革・同製品・毛皮	0	0.0	0	0.0	0	0.0
窯業・土石製品	59	2.1	80	2.7	77	2.8
鉄鋼業	297	10.5	530	18.1	527	19.2
非鉄金属属	110	3.9	115	3.9	103	3.8
金属製	135	4.8	152	5.2	150	5.5
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、その他の製造業	71	2.5	79	2.7	76	2.8
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具	356	12.6	402	13.7	346	12.6
輸送用機械器具製造業	30	1.1	20	0.7	34	1.2
電気・ガス・熱供給・水道業	28	1.0	28	0.9	21	0.8
情報通信業、運輸業	3	0.1	11	0.4	7	0.3
卸売・小売業、飲食店・宿泊業	8	0.3	17	0.6	13	0.5
医療・福祉	430	15.2	384	13.1	378	13.8
教育、学習支援業、複合サービス業、サービス業等	78	2.8	103	3.5	86	3.1
公務	3	0.1	6	0.2	6	0.2
合計	2,821	100.0	2,925	100.0	2,745	100.0

\* 各業種の産業廃棄物の排出量は四捨五入して表示しているため、合算した値は合計値と異なる場合がある。

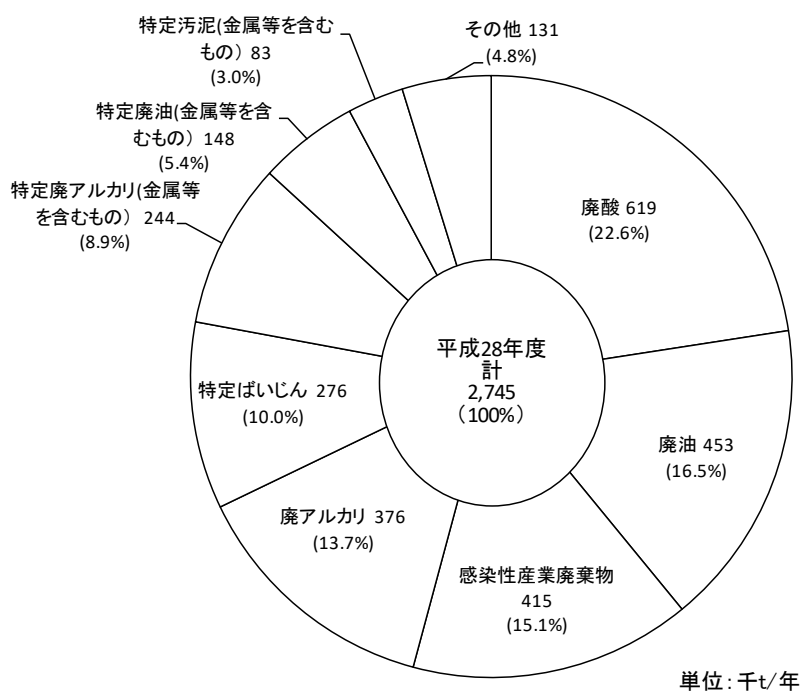
\* 日本標準産業分類の改訂に伴う、新旧産業分類で相違する業種区分の対応は以下の通り。

旧産業分類	新産業分類	旧産業分類	新産業分類
(大分類)農業	(大分類)農業・林業	一般機械器具製造業	はん用機械器具、生産用機
(大分類)林業		精密機械器具製造業	械器具、業務用機械器具、そ
繊維工業	繊維工業	その他の製造業	の他の製造業
衣服・その他繊維製品製造業		電気機械器具製造業	電子部品・デバイス・電子回
		情報通信機械器具製造業	路、電気機械器具、情報通信
		電子部品・デバイス製造業	機械器具

「教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業等」：物品賃借業、学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業の各大分類の合計

## (2) 特別管理産業廃棄物の種類別排出量

特別管理産業廃棄物の排出量を種類別にみると、廃酸の排出量が最も多く、約 619 千トン（全体の 22.6%）、次いで廃油が約 453 千トン（全体の 16.5%）、感染性廃棄物が約 415 千トン（15.1%）、廃アルカリが約 376 千トン（同 13.7%）、特定ばいじんが約 276 千トン（同 10.0%）となっており、この 5 品目で全排出量の約 8 割を占めている（図－Ⅲ・2、表－Ⅲ・3 参照）。



※ 各業種の産業廃棄物の提出量は四捨五入して表示しているため、合算した値は合計値と異なる場合がある。

図－Ⅲ・2 特別管理産業廃棄物の種類別排出量（平成 28 年度実績値）



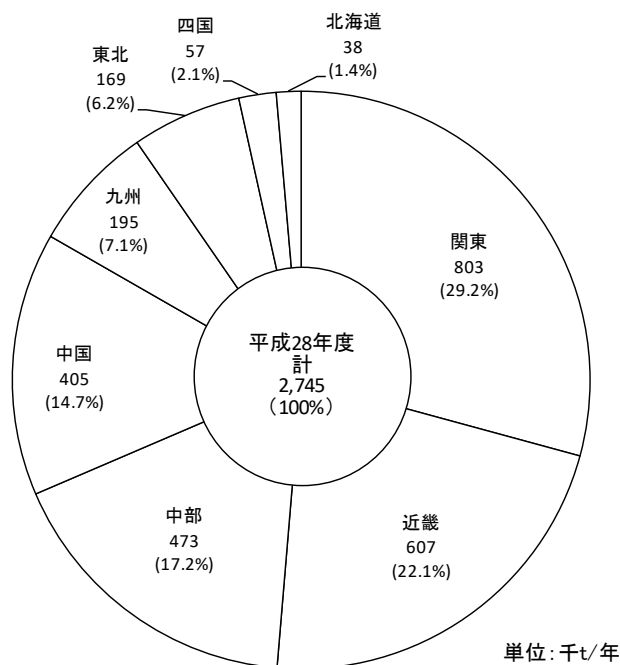
表－Ⅲ・３ 特別管理産業廃棄物の種類別排出量（平成 28 年度実績値）

種 類	平成 2 6 年度		平成 2 7 年度		平成 2 8 年度		
	排出量 (千 t)	割合 (%)	排出量 (千 t)	割合 (%)	排出量 (千 t)	割合 (%)	
廃油	410	14.5	436	14.9	453	16.5	
廃酸	606	21.5	652	22.3	619	22.6	
廃アルカリ	390	13.8	411	14.0	376	13.7	
感染性産業廃棄物	450	15.9	437	15.0	415	15.1	
特定有害廃棄物	鉱さい	7	0.3	6	0.2	5	0.2
	廃石綿等	48	1.7	36	1.2	44	1.6
	燃え殻	6	0.2	16	0.6	7	0.2
	ばいじん	223	7.9	281	9.6	276	10.0
	廃油(金属等を含むもの)	137	4.9	176	6.0	148	5.4
	汚泥(金属等を含むもの)	293	10.4	93	3.2	83	3.0
	廃酸(金属等を含むもの)	59	2.1	88	3.0	75	2.7
	廃アルカリ(金属等を含むもの)	192	6.8	292	10.0	244	8.9
	廃水銀等	—	—	—	—	0	0.0
合 計	2,821	100.0	2,925	100.0	2,745	100.0	

\* 各種類の産業廃棄物排出量は四捨五入して表示しているため、合算した値は合計値と異なる場合がある。

### (3) 特別管理産業廃棄物の地域別排出量

特別管理産業廃棄物の排出量を地域別にみると、関東地方の排出量が最も多く、約 803 千トン（全体の 29.2%）であり、次いで、近畿地方の約 607 千トン（同 22.1%）、中部地方の約 473 千トン（同 17.2%）の順になっている（図－Ⅲ・3、表－Ⅲ・4 参照）。



図－Ⅲ・3 特別管理産業廃棄物の地域別排出量（平成 28 年度実績値）

表－Ⅲ・4 特別管理産業廃棄物の地域別排出量（平成 28 年度実績値）

地域別	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	排出量 (千 t)	割合 (%)	排出量 (千 t)	割合 (%)	排出量 (千 t)	割合 (%)
北海道	85	3.0	40	1.4	38	1.4
東北	171	6.0	169	5.8	169	6.2
関東	878	31.1	879	30.0	803	29.2
中部	491	17.4	441	15.1	473	17.2
近畿	587	20.8	614	21.0	607	22.1
中国	327	11.6	509	17.4	405	14.7
四国	64	2.3	59	2.0	57	2.1
九州	218	7.7	215	7.3	195	7.1
合計	2,821	100.0	2,925	100.0	2,745	100.0

\* 各種類の産業廃棄物排出量は四捨五入して表示しているため、合算した値は合計値と異なる場合がある。

\* 各地域に属する都府県は次のとおり。

- 東北地域：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
- 関東地域：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
- 中部地域：新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県
- 近畿地域：三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- 中国地域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
- 四国地域：徳島県、香川県、愛媛県、高知県
- 九州地域：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

#### (4) 特別管理産業廃棄物の業種別種類別排出量及び都道府県別種類別排出量

(1) (2) (3) の詳細な内訳として、特別管理産業廃棄物の業種別種類別排出量を表Ⅲ・5に、都道府県別種類別排出量を表Ⅲ・6に示す。

また、これらを算出するために用いた全国共通原単位を表Ⅲ・7に、各都道府県回答排出量の合計値を表Ⅲ・8に示す。



表一Ⅲ・6 平成28年度実績値 特別管理産業廃棄物の都道府県別・種類別排出量推計値一覧表

No.	都道府県名	廃油	廃酸	廃アルカリ	感状性産業廃棄物	紙くさい	廃石綿等	燃え殻	ばいじん	特定有害産業廃棄物 (廃油)	汚泥	廃酸	廃アルカリ	廃水銀等	合計
		(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)
1	北海道	3,109	2,055	2,812	18,293	1,353	3,254	112	5,169	270	422	425	138	2	37,915
2	青森県	531	1,022	365	321	71	71	11	807	378	132	226	226	0	4,004
3	岩手県	1,143	3,529	4,422	4,470	152	152	197	1,306	1	254	46	509	0	16,100
4	宮城県	4,951	8,088	6,893	11,023	98	1,435	30	2,168	3,022	602	773	3,904	1	43,048
5	秋田県	2,065	2,489	2,874	2,874	27	3,550	353	2,684	2,258	4,337	2,339	909	0	14,417
6	山形県	4,140	5,413	8,789	3,450	59	4,233	56	4,339	4,779	4,337	644	2,339	1	32,347
7	福島県	28,165	7,873	9,260	11,378	110	1,364	110	78	2,844	11,241	5,342	2,296	1	58,944
8	茨城県	15,285	60,251	6,141	9,800	654	654	23	23,411	236	709	652	5,327	4	117,950
9	栃木県	10,495	7,342	4,039	9,800	4,039	1	190	6,822	205	19	792	1,503	2	58,867
10	群馬県	15,980	7,344	1,511	22,293	164	1,904	29	4,113	5,146	1,914	3,012	9,981	4	97,969
11	埼玉県	22,296	16,230	10,742	22,293	147	4,900	319	1,344	30,866	5,400	101,335	2,206	3	287,569
12	千葉県	23,440	71,938	29,042	18,115	147	9,003	244	0	6,002	1,001	1,002	2,006	0	70,954
13	東京都	4,335	10,090	1,121	36,150	0	26	941	3	4,686	1,447	2,028	18,618	3	132,765
14	神奈川県	29,585	41,206	20,613	13,608	71	1,026	81	2,801	2,128	783	1,611	5,040	2	48,580
15	新潟県	8,474	8,423	6,077	11,364	5	2,553	23	2,128	570	1,318	813	829	1	33,581
16	富山県	11,496	12,037	7,945	3,439	36	7	744	744	14,115	14,115	813	191	1	33,012
17	石川県	6,978	5,323	10,499	9,980	44	502	35	87	146	758	2,255	6,484	1	35,553
18	福井県	7,780	4,155	42	3,401	31	344	31	146	938	140	401	848	1	6,414
19	岐阜県	5,946	8,201	7,844	9,884	1,433	258	44	1,023	3,167	451	2,445	1,673	2	40,086
20	長野県	4,971	7,143	8,172	8,232	70	734	68	803	3,167	440	1,286	2,624	2	37,717
21	静岡県	4,463	27,732	3,993	7,437	139	518	139	602	2,369	2,238	3,697	8,247	3	62,351
22	愛知県	30,813	27,732	23,488	7,437	144	1,900	37	68,127	7,185	1,115	8,102	3,093	1	175,493
23	三重県	23,412	21,471	56,234	7,057	67	777	69	1,733	7	392	1,980	5,845	2	127,224
24	滋賀県	6,104	14,095	28,210	4,883	209	231	1	289	289	418	416	354	2	55,500
25	京都府	7,315	9,544	9,009	11,222	117	616	182	1,655	3,140	936	1,207	4,154	2	49,099
26	大阪府	17,049	38,711	19,316	27,158	862	720	141	26,737	3,869	1,664	3,601	1,444	7	140,979
27	兵庫県	40,131	38,013	24,569	21,078	42	371	1,432	22,310	9,785	3,816	8,199	3,819	4	173,588
28	奈良県	813	10,223	1,749	5,915	36	66	592	22	109	32	51	0	1	19,795
29	和歌山県	3,229	17,609	4,476	5,923	22	166	22	8,517	35	338	4	175	0	40,561
30	鳥取県	100	94	367	4,717	20	5	299	7	7	1	4	0	0	5,645
31	島根県	1,541	731	1,270	3,834	20	51	24	3,245	66	293	88	78	0	11,193
32	岡山県	20,750	30,700	28,522	7,694	12	845	206	21,368	207	659	20	27,019	1	138,002
33	広島県	11,216	18,081	12,044	7,689	72	1,041	111	15,375	6,837	1,364	1,970	14,931	2	90,734
34	山口県	7,299	48,118	13,172	6,022	144	8,142	35	33,396	21,994	17,697	2,127	1,284	0	158,972
35	徳島県	2,365	2,365	3,331	3,244	0	503	20	2,072	2,072	2,002	22	1,029	0	13,842
36	香川県	3,563	3,812	2,847	2,974	9	302	9	315	140	690	65	142	1	14,852
37	愛媛県	6,582	2,183	4,044	9,552	89	89	0	49	1,795	2,056	49	421	0	23,395
38	高知県	6,629	4,205	50	2,206	20	241	27	517	66	84	23	806	0	5,221
39	福岡県	6,687	7,124	11,376	11,376	66	589	68	13,152	3,434	3,436	8,270	918	3	82,700
40	佐賀県	1,572	3,586	1,059	2,950	0	213	0	2,808	100	110	1,467	220	0	14,088
41	熊本県	2,142	4,339	350	3,588	65	65	21	15	21	1,071	65	81	0	11,744
42	鹿児島県	7,482	20,328	891	12,947	4	4	37	9	138	2,305	1,344	1,425	0	46,912
43	那覇県	8,167	4,263	1,708	4,438	0	248	200	158	92	2,159	3,355	223	0	22,808
44	北海道	688	1,572	688	4,266	36	546	57	688	92	410	2,258	788	0	13,578
45	宮城県	1,839	2,380	878	9,598	36	159	57	15	4	15	15	53	0	15,499
46	福島県	1,839	2,380	878	9,598	36	159	57	15	4	15	15	53	0	15,499
47	沖縄県	142	50	42	3,087	194	159	194	4,130	97	1,659	629	48	0	10,214
48	全国	463,001	619,419	375,966	415,024	5,372	43,913	6,622	275,781	147,975	83,122	75,284	243,889	92	2,745,419

※説明五(六)に、各項目の各重量と平均値(含数)がない項目がある。





### 3. 特別管理産業廃棄物処理量の推計結果

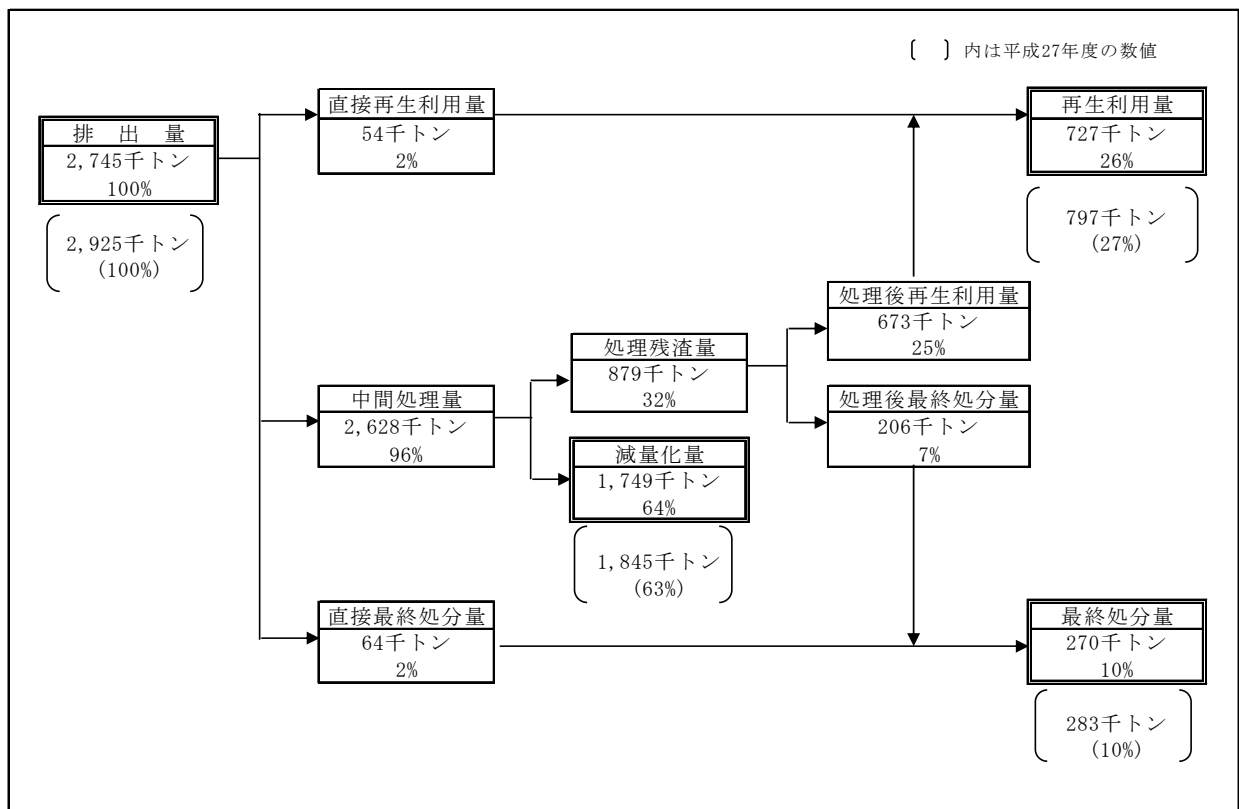
#### 3-1 特別管理産業廃棄物の処理状況

平成28年度の特別管理産業廃棄物の全体の処理状況を図-III・4に、また特別管理産業廃棄物種類別の処理状況を表-III・9に示す

総排出量約2,745千トンのうち、中間処理量は約2,628千トン（全体の96%）、直接再生利用量約54千トン（同2%）、直接最終処分量は、約64千トン（同2%）となった。

また、中間処理された特別管理産業廃棄物から発生した処理残渣（約879千トン）は、再生利用（約673千トン）または最終処分（約206千トン）されていた。

合計では、排出された特別管理産業廃棄物全体の26%にあたる約727千トンが再生利用され、10%にあたる約270千トンが最終処分された。



※各項目量は、四捨五入して表示しているため、収支が合わない場合がある。

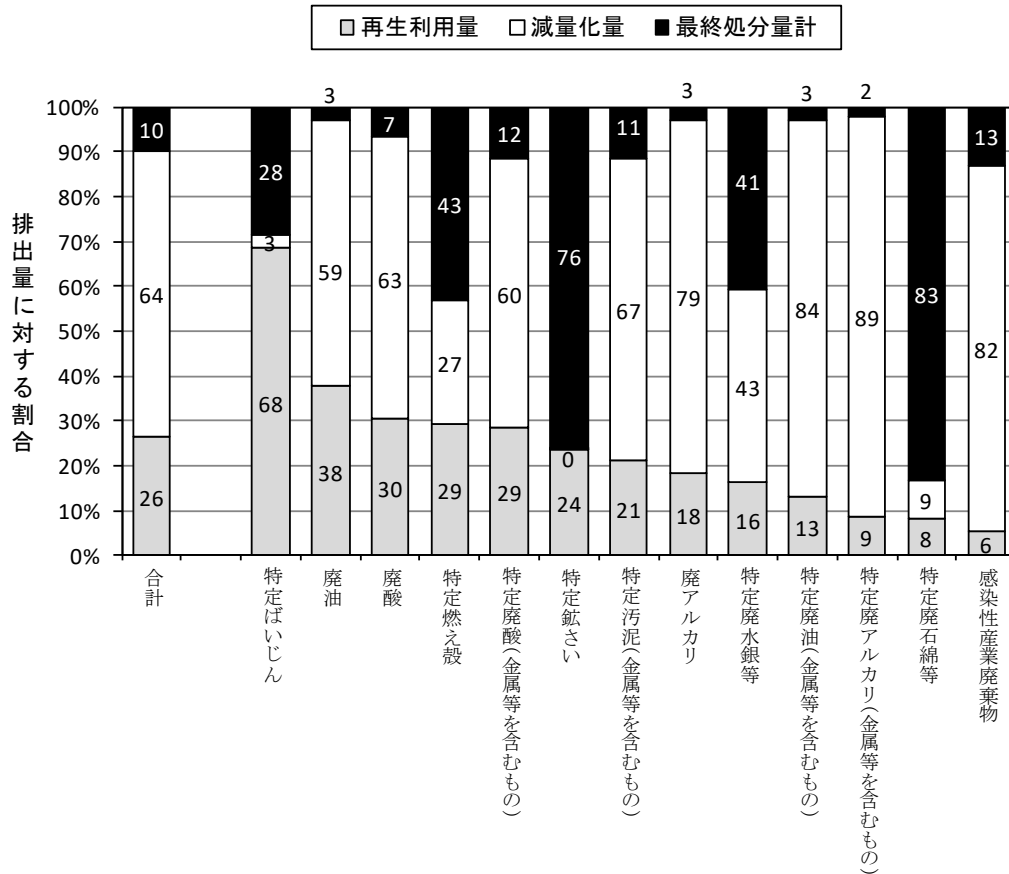
図-III・4 特別管理産業廃棄物の処理状況（平成28年度実績値）



特別管理産業廃棄物の再生利用率、減量化率、最終処分率を図一Ⅲ・5に示す。

再生利用率が高い特別管理産業廃棄物は、特定ばいじん（68%）、廃油（38%）等であり、再生利用率が低い特別管理産業廃棄物は、感染性廃棄物（6%）、特定廃石綿等（8%）、特定廃アルカリ（9%）等であった。

最終処分率が高い特別管理産業廃棄物は、特定廃石綿等（83%）、特定鉱さい（76%）等であった。



図一Ⅲ・5 特別管理産業廃棄物の再生利用率、減量化率、最終処分率（平成28年度実績値）

表一Ⅲ・9 平成28年度実績値 特別管理産業廃棄物の排出・処理状況一覧表

(単位:千t/年)

廃棄物名	排出量 (A)	直接再生利用 量 (B)	直接最終処分 量 (C)	中 間 処 理			再生利用量 計 (B) + (F)	減量化量 (D) - (E)	最終処分量 計 (C) + (G)
				中間処理量 (D)	処理残渣量 (E)	中間処理後 再生利用量 (F)			
廃油	453	14	0	439	170	157	171	269	13
構成比	100%	3%	0%	97%	38%	35%	38%	59%	3%
廃酸	619	20	2	598	210	169	189	388	42
構成比	100%	3%	0%	97%	34%	27%	30%	63%	7%
廃アルカリ	376	4	0	372	76	66	69	296	11
構成比	100%	1%	0%	99%	20%	17%	18%	79%	3%
感 染 性 産 業 廃 棄 物	415	3	5	407	68	20	23	338	54
構成比	100%	1%	1%	98%	16%	5%	6%	82%	13%
特 定 鉛 さい	5	0	0	5	5	1	1	0	4
構成比	100%	0%	3%	97%	97%	24%	24%	0%	76%
特 定 廃 石 綿 等	44	0	31	13	9	3	4	4	36
構成比	100%	1%	70%	29%	20%	7%	8%	9%	83%
特 定 燃 え 殻	7	0	0	7	5	2	2	2	3
構成比	100%	0%	0%	100%	73%	29%	29%	27%	43%
特 定 ば い じ ん	276	9	24	242	233	179	189	9	78
構成比	100%	3%	9%	88%	85%	65%	68%	3%	28%
特 定 廃 油 (金 属 等 を 含 む も の)	148	0	0	147	23	19	20	124	4
構成比	100%	0%	0%	99%	16%	13%	13%	84%	3%
特 定 汚 泥 (金 属 等 を 含 む も の)	83	2	0	81	25	16	18	56	9
構成比	100%	2%	0%	98%	30%	19%	21%	67%	11%
特 定 廃 酸 (金 属 等 を 含 む も の)	75	0	0	75	30	22	22	45	9
構成比	100%	0%	0%	100%	40%	29%	29%	60%	12%
特 定 廃 アルカリ (金 属 等 を 含 む も の)	244	2	0	241	24	19	21	218	5
構成比	100%	1%	0%	99%	10%	8%	9%	89%	2%
特 定 廃 水 銀 等	0.09	0.00	0.00	0.09	0.05	0.04	0.01	0.04	0.04
構成比	100%	2%	1%	97%	54%	14%	16%	43%	41%
合 計	2,745	54	64	2,628	879	673	727	1,749	270
構成比	100%	2%	2%	96%	32%	25%	26%	64%	10%

※各廃棄物の産業廃棄物排出量は、四捨五入してあるため合算した値は合計値と異なる。

### 3-2 特別管理産業廃棄物の再生利用量、減量化量、最終処分量

#### (1) 特別管理産業廃棄物の再生利用量

特別管理産業廃棄物の再生利用量は図-III・4に示したように、総排出量約2,745千トンのうち約727千トン（全体の26%）であった。

種類別にみると図-III・6に示すように、再生利用率の高い廃棄物は、特定ばいじんの68%（約189千トン）、廃油の38%（約171千トン）等であった。一方、再生利用率の低い廃棄物は、感染性廃棄物の6%（約23千トン）、特定廃石綿等の8%（4千トン）、特定廃アルカリの9%（約21千トン）等であった。

また、量的にみると、図-III・7に示すように廃酸の約189千トン（全体の26%）、特定ばいじんの約189千トン（同26%）、廃油の約171千トン（同24%）が多く、これら3種で全体の7割以上を占めている。

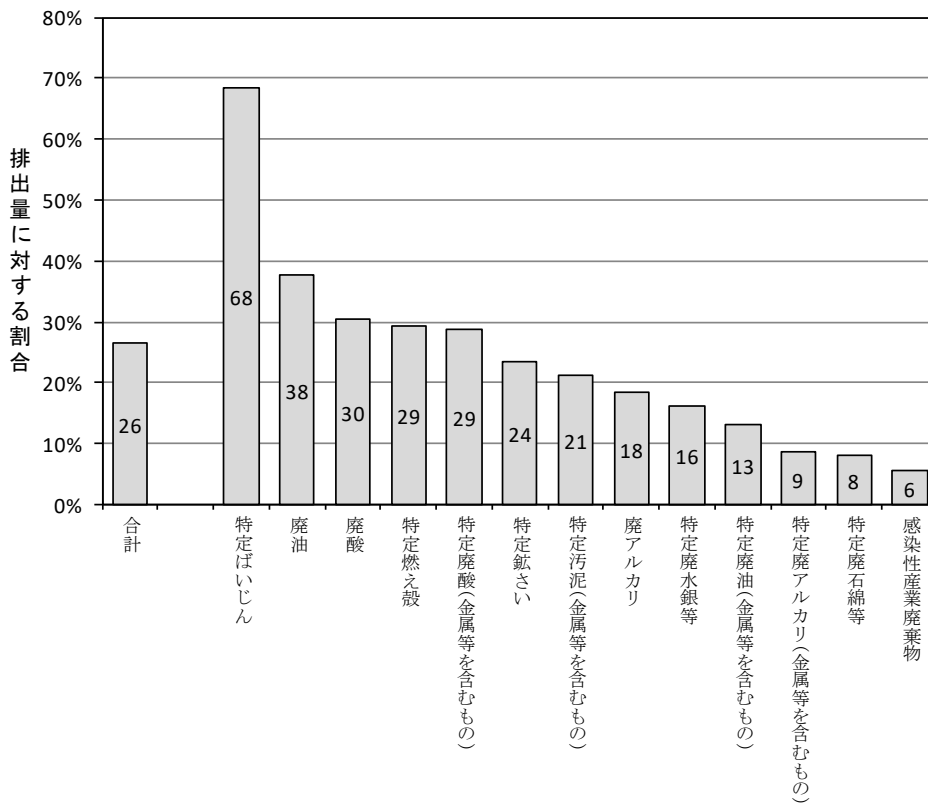
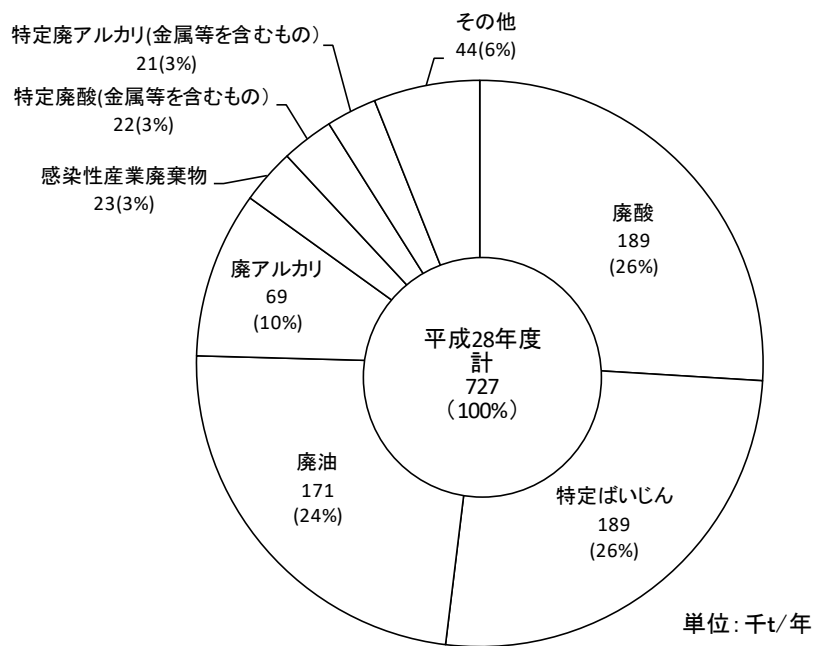


図-III・6 特別管理産業廃棄物の種類別再生利用率（平成28年度実績値）



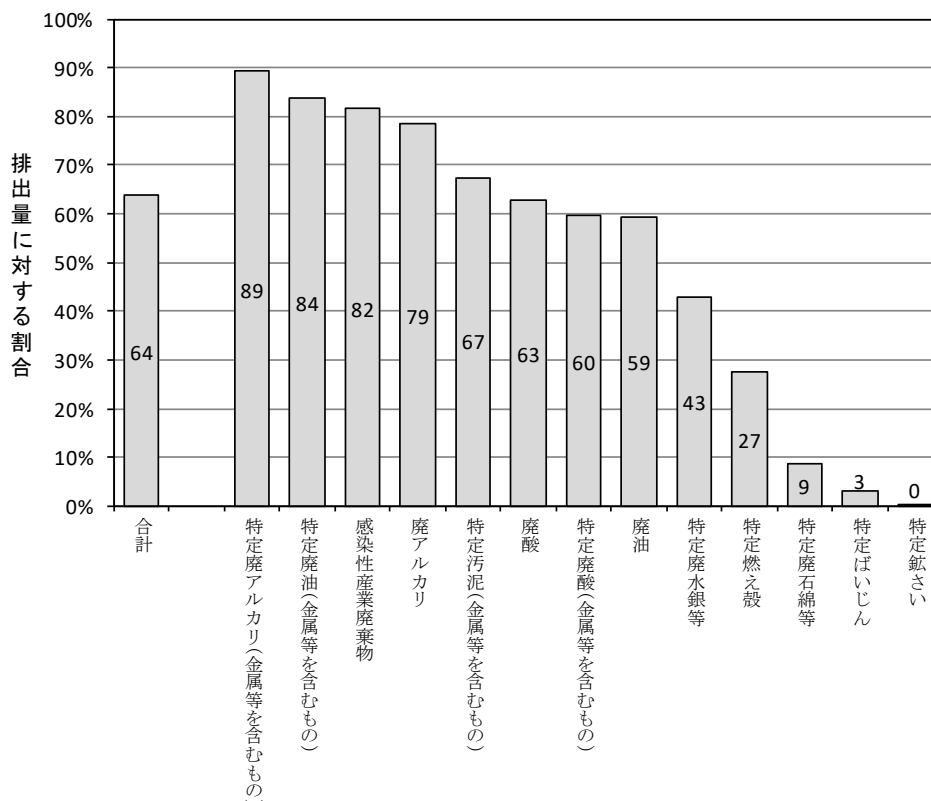
図一Ⅲ・7 特別管理産業廃棄物の再生利用量の種類別内訳 (平成 28 年度実績値)

## (2) 特別管理産業廃棄物の減量化量

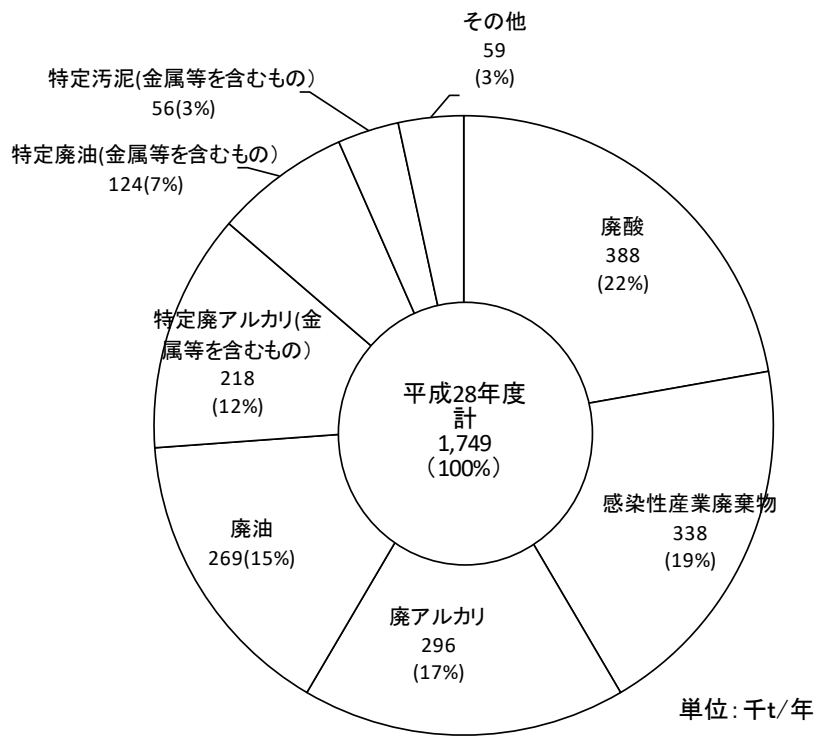
特別管理産業廃棄物の減量化量は図－Ⅲ・４に示したように、排出量約 2,745 千トンのうち約 1,749 千トン（同 64％）であった。

種類別にみると図－Ⅲ・８に示すように、減量化率の最も高い廃棄物は、特定廃アルカリの 89％（約 218 千トン）、特定廃油の 84％（約 124 千トン）、感染性廃棄物の 82％（約 338 千トン）、廃アルカリの 79％（約 296 千トン）等であった。一方、減量化率の低い廃棄物は、特定鉱さいの 0％（約 0 千トン）、特定ばいじんの 4％（約 9 千トン）、特定廃石綿等の 9％（約 4 千トン）であった。

また、量的にみると、図－Ⅲ・９に示すように廃酸の約 388 千トン（全体の 22％）、感染性廃棄物の約 338 千トン（同 19％）、廃アルカリの約 296 千トン（同 17％）、廃油の約 269 千トン（同 15％）、特定廃アルカリの約 218 千トン（同 12％）が多く、これら 5 種で全体のおよそ 8 割以上占めている。



図－Ⅲ・８ 特別管理産業廃棄物の種類別減量化率（平成 28 年度実績値）



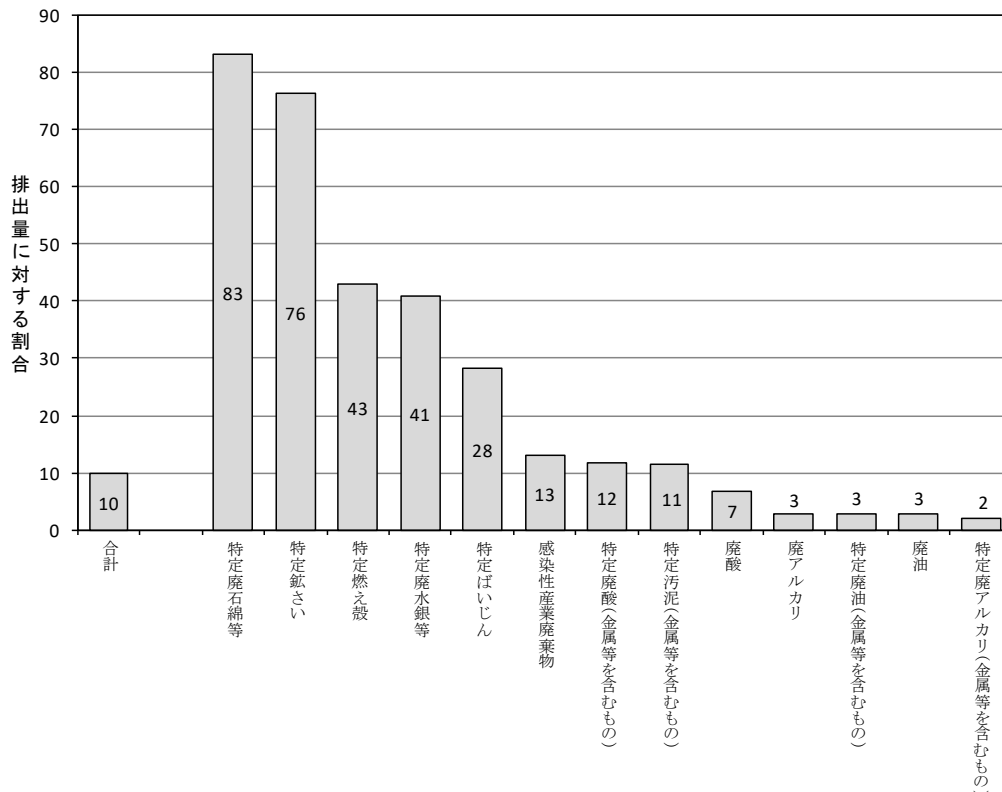
図－Ⅲ・9 特別管理産業廃棄物の減量化量の種類別内訳（平成28年度実績値）

### (3) 特別管理産業廃棄物の最終処分量

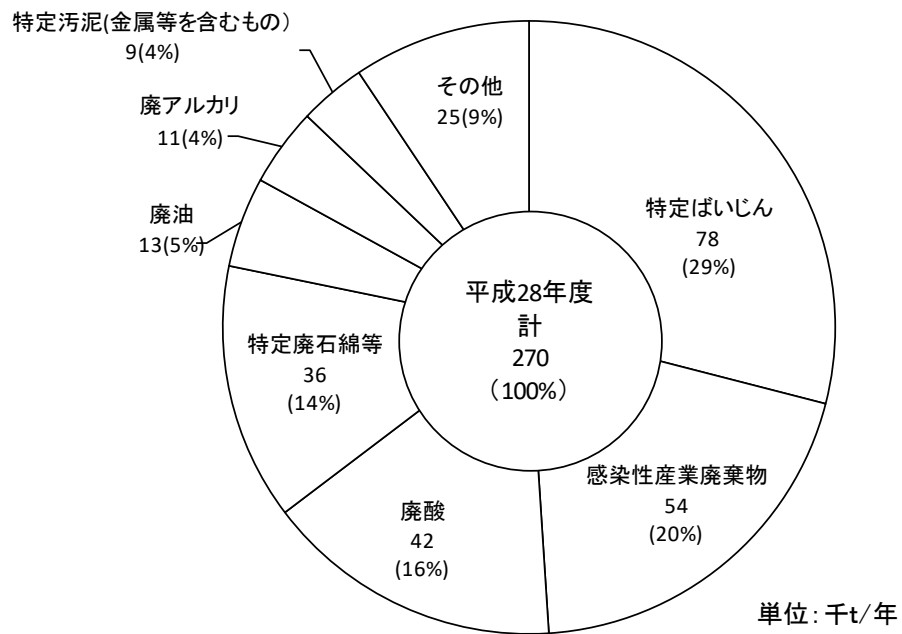
特別管理産業廃棄物の最終処分量は図－Ⅲ・4にしたように、総排出量約2,745千トンのうち約270千トン（全体の10%）であった。

種類別にみると図－Ⅲ・10に示すように、最終処分率の高い廃棄物は、特定廃石綿等の83%（約36千トン）、特定鉱さいの76%（約4千トン）であった。一方、最終処分率の低い廃棄物は、特定廃アルカリの2%（約5千トン）、廃油の3%（約9千トン）、特定廃油の3%（約15千トン）、廃アルカリの5%（約8千トン）等であった。

また、量的にみると図－Ⅲ・11に示すように特定ばいじんの約78千トン（同29%）、感染性廃棄物の約54千トン（全体の20%）、廃酸の約42千トン（同16%）、特定廃石綿等の約36千トン（同14%）が多く、合わせて最終処分量全体の約8割を占めている。



図－Ⅲ・10 特別管理産業廃棄物の種類別最終処分率（平成28年度実績値）



図一Ⅲ・11 特別管理産業廃棄物の最終処分量の種類別内訳 (平成28年度実績値)



## 4. 特別管理産業廃棄物と産業廃棄物との比較

### 4-1 業種別排出量

特別管理産業廃棄物と産業廃棄物の排出業種を比較した結果を図-III・12に示す。

産業廃棄物全体では、電気・ガス・熱供給・水道業、農林・漁業、建設業等からの排出量が多く、これらで全体の約7割を占めているが、一方、特別管理産業廃棄物ではこれらの業種からの排出量が全体に占める割合は低く、代わりに鉄鋼業、化学工業、医療・福祉、電子・電気・通信機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具等の比率が全体の約6割を占めている。

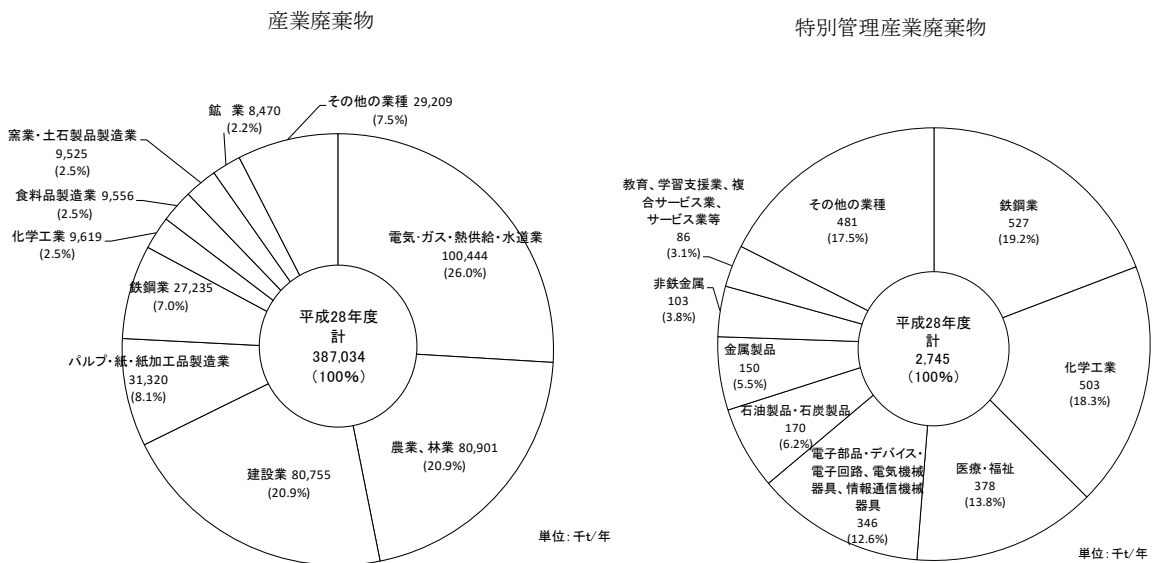


図-III・12 特別管理産業廃棄物と産業廃棄物の排出業種の比較 (平成28年度実績値)

#### 4-2 種類別排出量

特別管理産業廃棄物と産業廃棄物の排出量を種類別に比較した結果を表-III・10及び図-III・13に示す。産業廃棄物に占める特別管理産業廃棄物の割合は、2%以下である。しかし、廃油及び廃酸、廃アルカリに限った場合、特別管理産業廃棄物の占める割合は2～3割程度と高くなる。

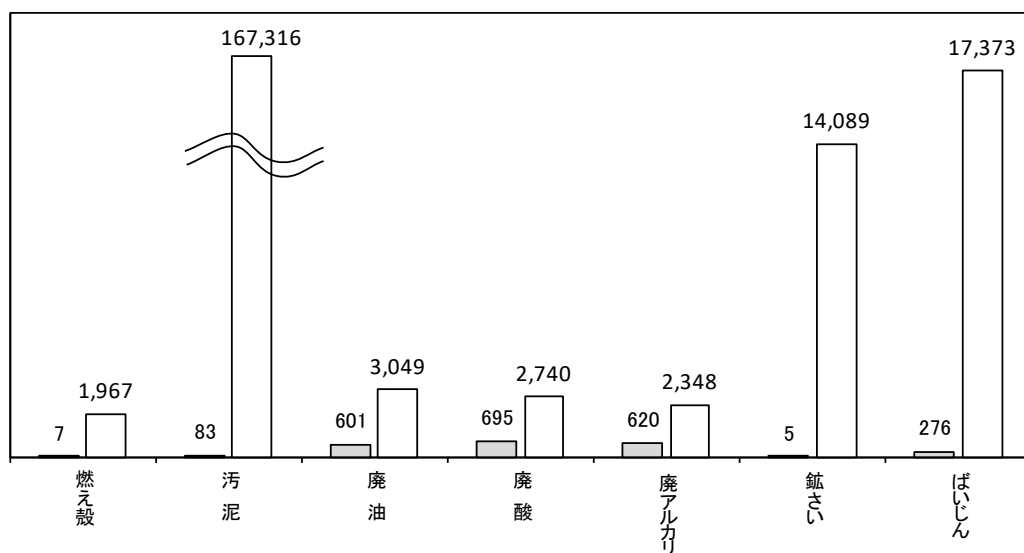
表-III・10 特別管理産業廃棄物と産業廃棄物の種類別排出量の比較（平成28年度実績値）

（単位：千t/年）

廃棄物種類	産業廃棄物 (特管含む)	特別管理産業廃棄物		特別管理 産業廃棄物の 占める割合	備考
			うち特定有害 廃棄物		
燃え殻	1,967	7	7	0.3%	
汚泥	167,316	83	83	0.0%	
廃油	3,049	601	148	19.7%	
廃酸	2,740	695	75	25.4%	
廃アルカリ	2,348	620	244	26.4%	
廃プラスチック類	6,836				
紙くず	988				
木くず	7,098				
繊維くず	120				
動植物性残渣	2,604				
動物系固形不要物	81				
ゴムくず	36				
金属くず	8,221				
ガラスくず、コンクリート 及び陶磁器くず	8,002				
銻さい	14,089	5	5	0.0%	
がれき類	63,587				
動物のふん尿	80,465				
動物の死体	114				
ばいじん	17,373	276	276	1.6%	
合計	387,034	2,745	882	0.7%	

※網掛け部分は該当する種類の特管物なし

□特別管理産業廃棄物 □産業廃棄物(特管含む)



単位：千t/年

図-III・13 特別管理産業廃棄物と産業廃棄物の種類別排出量の比較（平成28年度実績値）

### 4-3 地域別排出量

特別管理産業廃棄物と産業廃棄物の排出量を地域別に比較した結果を図-III・14に示す。

産業廃棄物では、関東、中部、近畿、九州で約7割を占めているが、特別管理産業廃棄物では、関東、近畿、中部、中国の4地域が8割以上を占めている。

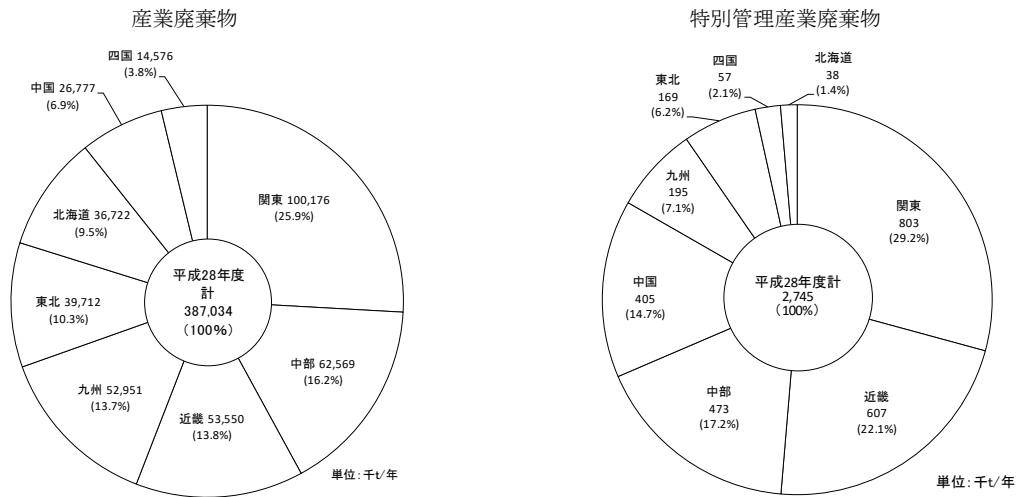


図-III・14 特別管理産業廃棄物と産業廃棄物の排出地域の比較（平成28年度実績値）

#### 4-4 処理処分状況

特別管理産業廃棄物と産業廃棄物の処理処分比率を比較した結果を図-III・15に示す。

特別管理産業廃棄物では、産業廃棄物に比べて、減量化量及び最終処分量の比率が高くなっている。

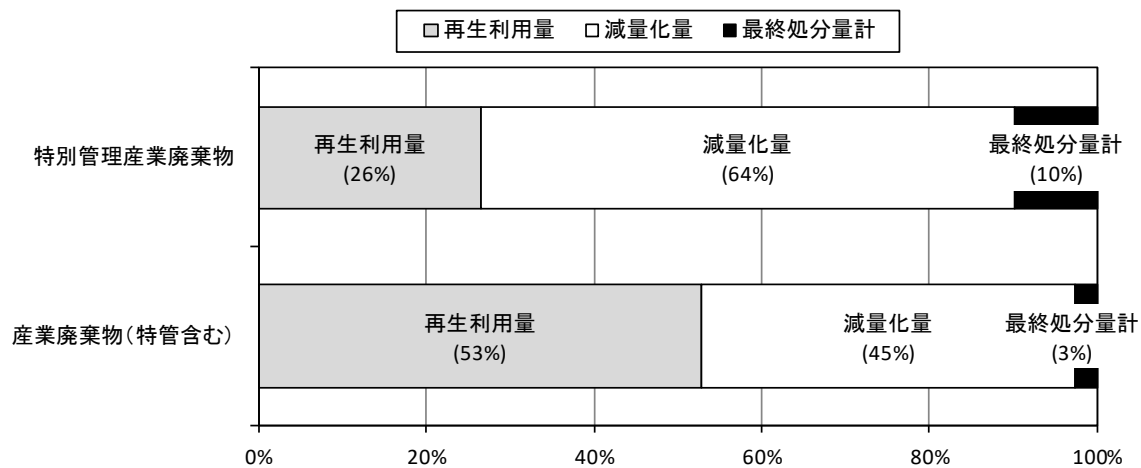


図-III・15 特別管理産業廃棄物と産業廃棄物との処理処分の比較（平成28年度実績値）

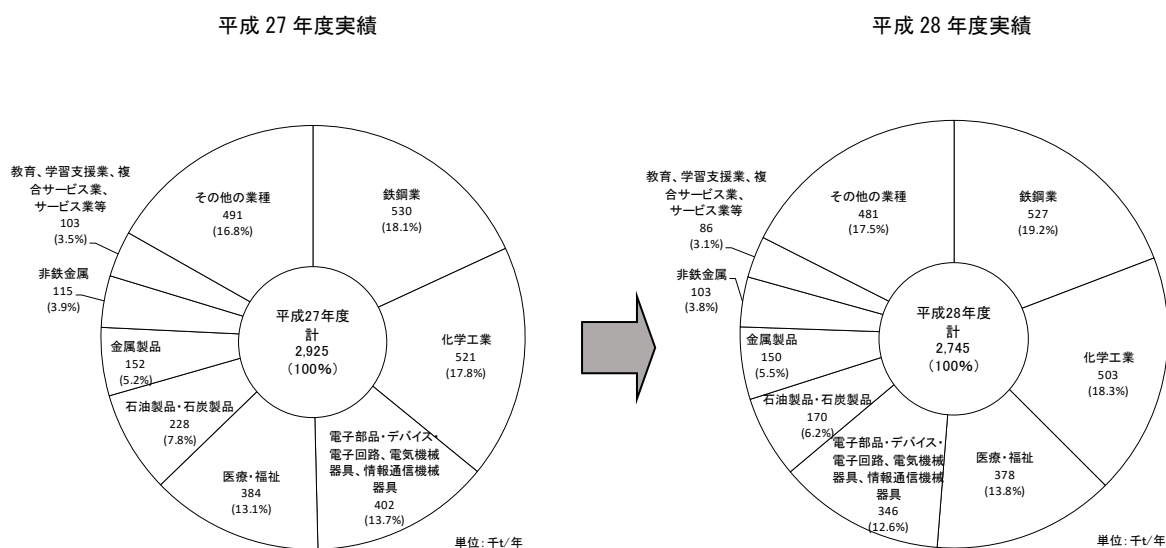
#### IV. まとめ

推計された特別管理産業廃棄物排出量及び処理・処分状況について、平成27年度実績との比較を行った。

##### 1. 特別管理産業廃棄物の業種別排出量の比較

業種別排出量の比較を図-IV・1に示す。平成28年度の排出量が多い業種は、平成27年度実績と比べて順位の変動はない。

平成28年度の個別の業種別排出量は、上位7業種で見ると、全ての業種で増加しており、鉄鋼業で約33千トン、化学工業で約24千トン、石油製品・石炭製品で約23千トン、電子・電気・通信機械器具で約12千トンの増加などとなっている。



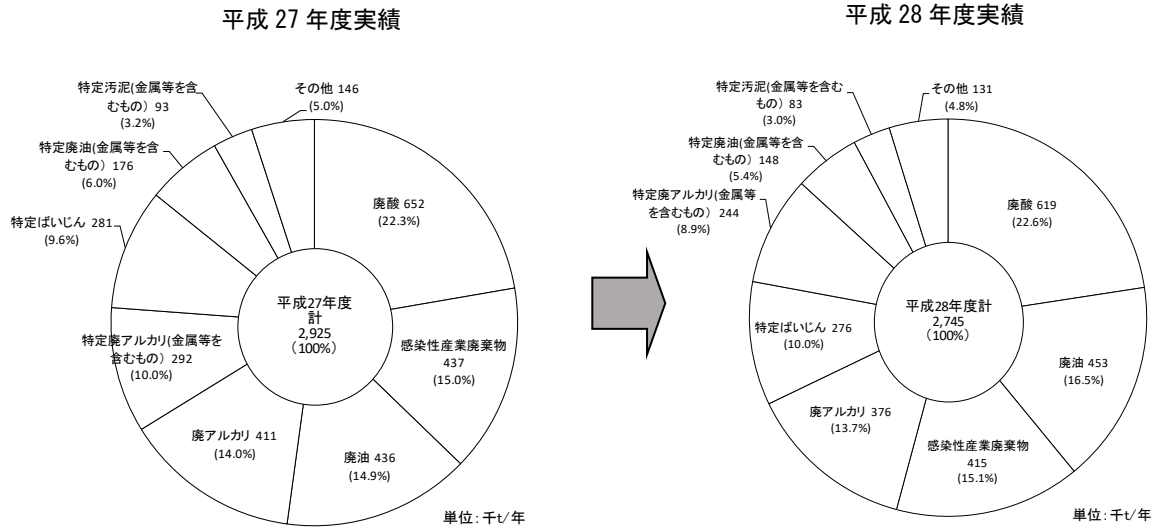
\*各業種の特別管理産業廃棄物排出量は、四捨五入してあるため合算した値は合計値と異なる。

図-IV・1 特別管理産業廃棄物の業種別排出量の比較 (平成28年度実績値)

## 2. 特別管理産業廃棄物の種類別排出量の比較

種類別排出利用の比較を図-IV・2に示す。平成28年度の排出量が多い特別管理産業廃棄物の種類は、順位は変わっている種類もあるが、概ね平成27年度実績と同様の傾向を示している。

平成28年度の種類別排出量は、上位8種類で見ると、廃油を除く全ての廃棄物で減少しており、特定廃アルカリで約48千トン、廃アルカリで約35千トン、廃酸で約32千トン、特定廃油で約22千トン、感染性産業廃棄物で22千トンの減少などとなっている。



\*各業種の種類別特別管理産業廃棄物排出量は、四捨五入してあるため合算した値は合計値と異なる。

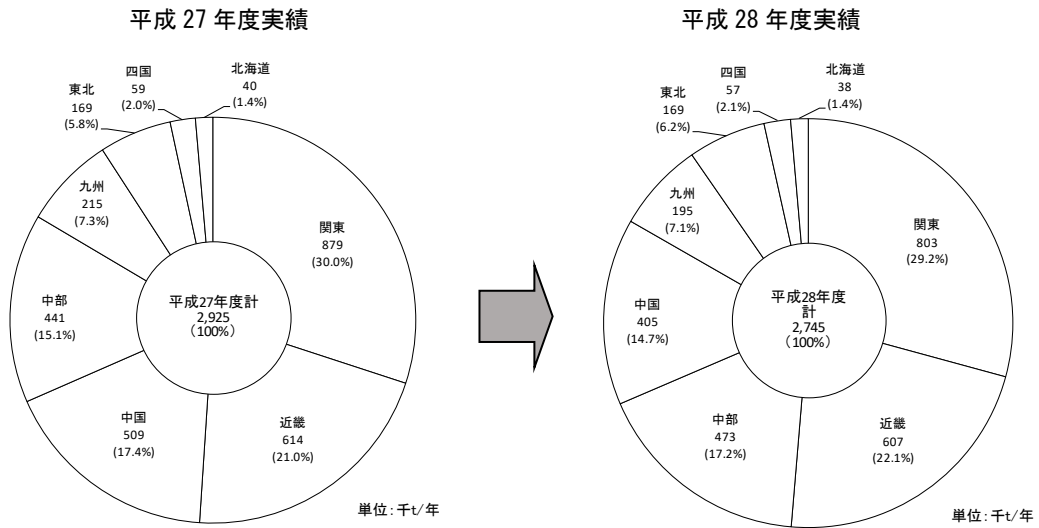
図-IV・2 特別管理産業廃棄物の種類別排出量の比較 (平成28年度実績値)

### 3. 特別管理産業廃棄物の地域別排出量の比較

地域別排出量の比較を図－IV・3に示す。

平成28年度の特別管理産業廃棄物の地域別排出量は、順位は変わっている地域もあるが、概ね平成27年度実績と同様の傾向を示している。

平成28年度の地域別排出量について主な増減量を見ると、全ての地域で増加しており、中部で約32千トンの増加、中国で約104千トン、関東で約76千トンの減少などとなっている。



\*各業種の特別管理産業廃棄物排出量は、四捨五入してあるため合算した値は合計値と異なる。

図－IV・3 特別管理産業廃棄物の地域別排出量の比較 (平成28年度実績値)





資料編



I. 産業廃棄物排出・処理状況調査アンケート調査票及び記入要領



# 平成 30 年度 産業廃棄物排出・処理状況調査 調査票記入要領 (平成 28 年度実績 (確定値)・平成 29 年度実績 (速報値))

## 1. 調査の概要

本調査は、平成 28 年度実績 (確定値) 及び 平成 29 年度実績 (速報値) の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の排出及び処理状況を、都道府県別・業種別・廃棄物種類別に調査するものである。なお、調査結果は、環境省及び都道府県・政令市が産業廃棄物処理行政を推進するための基礎資料として活用するものとする。

## 2. 調査対象

調査は域内の産業廃棄物の排出・処理状況について、平成 28 年度実績調査及び平成 29 年度実績調査を実施した都道府県を対象とする。

## 3. 回答方法

貴都道府県の産業廃棄物排出・処理状況について、平成 28 年度実績及び平成 29 年度実績別に、同封する CD-R に保存されてある EXCEL ファイルに入力して提出していただく。なお、これらのファイル名において“〇〇県”を該当する都道府県名に修正すると、ファイル内の都道府県名が自動的に反映される。

### ○平成 28 年度実績調査 (確定値)

CD-R 中の「調査票 (H28)」フォルダ内にある EXCEL ファイル (産廃調査票 H28 (H19 以降改訂) \_〇〇県.xls) を使用する。

### ○平成 29 年度実績調査 (速報値)

CD-R 中の「調査票 (H29)」フォルダ内にある EXCEL ファイル (産廃調査票 H29 (H19 以降改訂) \_〇〇県.xls) を使用する。

## 4. 調査票 (EXCEL ファイル) の構成

平成 28 年度実績調査、平成 29 年度実績調査ともに、調査票はⅠからⅢの 3 種 (合計 8 シート) で構成され、各項目の内容は次の通りである。

### (1) 調査状況票 (4 シート: Ⅰ-1 ~ Ⅰ-4)

各都道府県で実施した既往の産業廃棄物調査の内容を調査するものである。調査項目は、調査時期、調査方法、対象事業所数などである。

### (2) 産業廃棄物業種別・種類別排出量調査票 (2 シート: Ⅱ-1、Ⅱ-2)

産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物含む) 及び特別管理産業廃棄物 (産業廃棄物全体の内数) の業種別・種類別の排出量を調査するものであり、中分類 (一部小分類) 以上を対象とする。(別表-1 参照)

### (3) 産業廃棄物種類別排出・処理状況調査票 (2 シート: Ⅲ-1、Ⅲ-2)

産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物含む) 及び特別管理産業廃棄物 (産業廃棄物全体の内数) の種類別の排出処理状況を調査するものである。排出処理状況は産業廃棄物排出・処理フローに基づくものである。(フロー図 (別図-1) 参照)

## 5. 記入要領

### (1) 調査状況 ( 調査票Ⅰ-1 )

連絡先や調査時期などを「①調査状況」に記入する。

また、可能であれば貴都道府県で実施された「調査報告書」を別途送付いただく。

#### 1) 連絡先及び担当者

調査結果等の問い合わせ先について、担当部課、電話番号・FAX、担当者、メールアドレスを記入する。

#### 2) 調査実施概況

調査時期及び調査機関名を記入する。また、各都道府県で自ら行った場合は担当部課名を記入する。

### (2) 調査方法 ( 調査票Ⅰ-2、3 )

- 「②産業廃棄物排出状況の調査方法（業種毎）」及び「④産業廃棄物処理状況の調査方法（処理区分毎）」について、排出状況及び処理状況の調査方法を、別表-3の調査方法コードの中から該当する調査方法を選びコード番号で記入する。未調査の場合は「-」を記入する。また、複数回答の場合は、半角カンマで区切って記入する（例：3,4）。

「その他」の場合は、コード番号「15」を記入し、備考欄に具体的な方法または名称を記入する。調査方法にコメントが必要な場合も、備考欄に記入する。

- 「③業種別排出量の算出方法」及び「⑤処理項目毎の推計量の算出方法」について、排出量及び処理量の算出方法を記入する。記入スペースが足りない場合は、シートを追加し記入する。なお、算出方法が記載されている資料を添付することも可とする。その場合は、当該算出方法をどの産業分類またはフロー図（別図-1）の項目について用いたかを明記する。

### (3) 調査実施状況一覧 ( 調査票Ⅰ-4 )

「⑥調査実施状況一覧」に、下記の項目について可能な範囲で業種毎に該当欄に記入する。

- (a)～(d)には、該当する事業者数を記入する。
    - (a)調査対象事業所数 : 都道府県における調査対象業種の総事業所数
    - (b)抽出事業所数 : 調査対象事業所のうち、実際の調査対象（調査票の送付対象者）として抽出した事業所数
    - (c)回収事業所数 : 調査回答を回収した事業所数
    - (d)有効回答数 : 調査回答のうち集計に有効であった事業所数
  - (e)～(j)には、事業者調査データ等から都道府県全体への排出推計にあたって用いた活動量に係る事項を記入する。ここで、活動量とは、年間年間製造品出荷額（製造業）、年間元請完成工事高（建設業）、従業員数（サービス業等）のような、各業種における事業活動の度合いの指標となる数字の中から、統計情報が整備されていて利用しやすいものを使用する。
    - (e)集計活動量指標 : 有効回答である事業所の活動量の合計値
    - (f)母集団活動量指標 : 都道府県全体の調査対象業種の活動量の合計値
    - (g)集計廃棄物量 : 有効回答数に含まれる事業所の産業廃棄物量の合計値
    - (h)推計廃棄物量 : 推計によって算出した産業廃棄物量の合計値
    - (i)使用した活動量指標の名称 : (e)～(h)で使用した活動量の名称（資料調査の場合は資料名）
    - (j)活動量指標の単位 : 活動量の単位
- ※(g)、(h)の廃棄物量の単位は、“トン/年”とする

### (4) 産業廃棄物業種別・種類別排出量調査票 ( 調査票Ⅱ-1、2 )

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）及び特別管理産業廃棄物（産業廃棄物全体の内数）の業種別・種類別の排出量（単位はトン/年）を、該当欄に記入する。回答欄のうち、網掛け箇所は記入しない。

排出量が0（ゼロ）の場合は『0』と明記し、未調査による不明箇所は「-」を記入する。

特別管理産業廃棄物については、貴都道府県で実施された調査において調査対象とされた種類のみで

可とする。

調査対象業種が中小分類の項目はできるだけ中小分類(薄オレンジ色のセル)で回答していただくが、取りまとめ上、大分類のみまでしか集計できていない場合は、大分類の欄(水色のセル)に記入する。

※平成 29 年度実績調査(速報値)について、平成 29 年度より新たに廃棄物区分に設定された「水銀含有ばいじん等」、「水銀使用製品産業廃棄物」について、今年度調査では調査対象外とする(次年度調査より調査対象予定)。

#### (5) 産業廃棄物種類別排出・処理状況調査票 ( 調査票Ⅲ-1、2 )

産業廃棄物実態調査等の集計による産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む)及び特別管理産業廃棄物(産業廃棄物全体の内数)の種類別処理処分量(単位はトン/年)を該当欄に記入する。

排出量及び処理量のフロー図(別図-1)を参照して(4)と同要領で記入する。

産業廃棄物は発生から最終処分まで種類が変わらないものとして記入する。

処理処分量が0(ゼロ)の場合は『0』と明記し、未調査による不明箇所は「-」を記入する。

処理区分はフロー図(別図-1)のとおりで回答していただくが、取りまとめ上、処理区分が自己処理、委託処理の区別がない合計量を計上している場合は、調査票右端にある所定の欄に記入する。

フロー図(別図-1)の処理状況が適用できない場合は、貴都道府県における独自の処理状況を示す資料を添付していただく。

別表－１ 調査対象業種の区分（平成19,25年度改訂の日本標準産業分類による）

大分類	中分類	小分類	細分類	
(A)農業、林業	(A01)農業	(A011)耕種農業		
		(A012)畜産農業		
(B)漁業	(B03)漁業			
	(B04)水産養殖業			
(C)鉱業、採石業、砂利採取業【鉱業】	(C)鉱業、採石業、砂利採取業			
(D)建設業	(D)建設業			
(E)製造業	(E09)食料品製造業			
	(E10)飲料・たばこ・飼料製造業			
	(E11)繊維工業			
	(E12)木材・木製品製造業			
	(E13)家具・装備品製造業			
	(E14)パルプ・紙・紙加工品製造業			
	(E15)印刷・関連業			
	(E16)化学工業			
	(E17)石油製品・石炭製品製造業			
	(E18)プラスチック製品製造業			
	(E19)ゴム製品製造業			
	(E20)なめし革・同製品・毛皮製造業			
	(E21)窯業・土石製品製造業			
	(E22)鉄鋼業			
	(E23)非鉄金属製造業			
	(E24)金属製品製造業			
	(E25)はん用機械器具製造業			
	(E26)生産用機械器具製造業			
	(E27)業務用機械器具製造業			
	(E28)電子部品・デバイス・電子回路製造業			
(E29)電気機械器具製造業				
(E30)情報通信機械器具製造業				
(E31)輸送用機械器具製造業				
(E32)その他の製造業				
(F)電気・ガス・熱供給・水道業 【電気・水道業】	(F33)電気業			
	(F34)ガス業			
	(F35)熱供給業			
	(F36)水道業	(F361)上水道業	(F363)下水道業	
(G)情報通信業	(G37)通信業			
	(G38)放送業			
	(G39)情報サービス業			
	(G40)インターネット付随サービス業			
	(G41)映像・音声・文字情報制作業			
(H)運輸業、郵便業【運輸業】	(H42)鉄道業			
	(H43)道路旅客運送業			
	(H44)道路貨物運送業			
(I)卸売業、小売業 【卸・小売業】	(I50)各種商品卸売業			
	(I53)建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	(I531)建築材料卸売業	(I5311)木材・竹材卸売業	
	(I56)各種商品小売業			
	(I59)機械器具小売業	(I591)自動車小売業	(I593)機械器具小売業	
	(I60)その他の小売業	(I601)家具・建具・畳小売業		
		(I602)じゅう器小売業		
(I605)燃料小売業				
(K)不動産業、物品賃貸業【不動産業】	(K70)物品賃貸業			
(L)学術研究、専門・技術サービス業 【学術研究】	(L71)学術・開発研究機関			
	(L74)技術サービス業	(L746)写真業		
(M)宿泊業、飲食サービス業【宿泊・飲食】	(M76)飲食店			
(N)生活関連サービス業、娯楽業【生活関連】	(N78)洗濯・理容・美容・浴場業	(N781)洗濯業		
(O)教育、学習支援業	(O)教育、学習支援業			
(P)医療、福祉【医療・福祉】	(P83)医療業			
(Q)複合サービス事業	(Q)複合サービス事業			
(R)サービス業（他に分類されないもの） 【サービス業】	(R89)自動車整備業	(R891)自動車整備業		
	(R95)その他のサービス業	(R952)と畜業		
(S)公務（他に分類されるものを除く）【公務】	(S)公務			

注)表中の( )は、日本標準産業分類の分類番号を、【 】は、略称を示す。

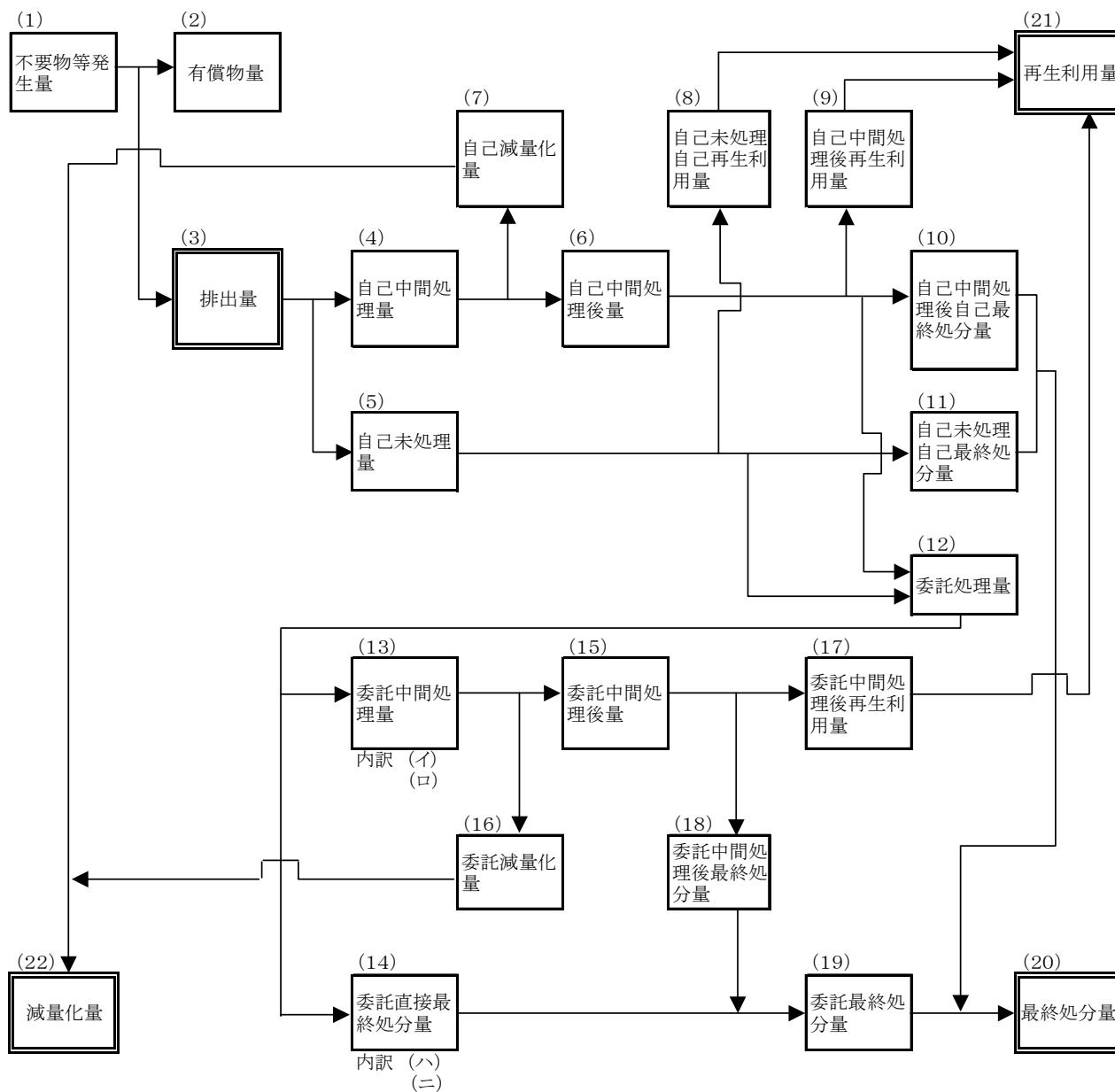


別表 - 2 用語の定義

項目		フロー図 No	定義
不要物等発生量		(1)	事業場内等で生じた産業廃棄物量 <sup>(*1)</sup> 及び有償物量
有償物量		(2)	(1)の発生量のうち、中間処理されることなく、他者に有償で売却した量
排出量		(3)	(1)の発生量のうち、(2)の有償物量を除いた量
自己 処 理	自己中間処理量	(4)	(3)の排出量のうち、自ら中間処理した廃棄物量で処理前の量
	自己未処理量	(5)	(3)の排出量のうち、自己中間処理されなかった量
	自己中間処理後量	(6)	(4)で中間処理された後の廃棄物量
	自己減量化量	(7)	(4)の自己中間処理量から(6)の自己中間処理後量を差し引いた量
	自己未処理自己再生利用量	(8)	(5)の自己未処理量のうち、他者に有償売却できないものを自ら利用 <sup>(*2)</sup> した量
	自己中間処理後再生利用量	(9)	(6)の自己中間処理後量のうち、自ら利用し又は他者に有償で売却した量
	自己中間処理後自己最終処分量	(10)	(6)の自己中間処理後量のうち、自己の埋立地に処分した量
	自己未処理自己最終処分量	(11)	(5)の自己未処理量のうち、自己の埋立地に処分した量
委 託 処 理	委託処理量	(12)	(6)の自己中間処理後量及び(5)の自己未処理量のうち中間処理及び最終処分を委託した量
	委託中間処理量	(13)	(12)の委託処理量のうち、処理業者等で中間処理された量
	委託直接最終処分量	(14)	(12)の委託処理量のうち、処理業者等で中間処理されることなく最終処分された量
	委託中間処理後量	(15)	(13)で中間処理された後の廃棄物量
	委託減量化量	(16)	(13)の委託中間処理量から(15)の委託中間処理後量を差し引いた量
	委託中間処理後再生利用量	(17)	(15)の委託中間処理後量のうち、処理業者等で自ら利用し又は他者に有償で売却した量
	委託中間処理後最終処分量	(18)	(15)の委託中間処理後量のうち、最終処分された量
	委託最終処分量	(19)	処理業者等で最終処分された量
最終処分量		(20)	排出事業者と処理業者等の最終処分量の合計
再生利用量		(21)	排出事業者、処理業者等で再生利用された量
減量化量		(22)	排出事業者又は、処理業者等の中間処理により減量された量

(\*1)建設業以外からのがれき類の排出は事業者が自ら解体した場合に限られ、建設工事等における排出事業者には、原則として元請け業者が該当する。

(\*2)「自ら利用」：排出者が自己の生産工程へ投入して原材料として使用する場合は「自ら利用」に該当する。なお、抜根の森林への自然還元についても「自ら利用」に該当する。



注) (イ); (5)のうち委託中間処理された量  
 (ロ); (6)のうち "  
 (ハ); (5)のうち委託最終処分された量  
 (ニ); (6)のうち "

別図 - 1 排出量及び処理状況のフロー図  
 (都道府県内で排出され、都道府県内及び都道府県外で処理処分した合計量)

別表－３ 調査方法コード

調査方法			コード番号	
排出事業者に対する調査	全数調査		1	
	標本調査	全県一律	単純無作為抽出	2
			層別無作為抽出	3
		地域分割	単純無作為抽出	4
			層別無作為抽出	5
	資料調査		6	
処理業者に対する調査	全数調査		7	
	標本調査		8	
	資料調査		9	
行政報告利用法	多量排出事業者に関する報告		10	
	処理業者の実績に関する報告		11	
	その他法的な報告		12	
過去調査結果利用法	過去調査時の原単位を使用する方法		13	
	原単位以外で前回結果を使用する方法		14	
その他			15	

「全数調査」：統計で、対象となる集団全部をまれなく調査すること。

「標本調査」：母集団から標本を抜き出して、それについて調査し、数学的（確率論的）に母集団の性質を推測すること。

「資料調査」：既に公表されている統計資料等にもとづいて調査すること。

調査票 I - 1

都道府県名	〇〇県
-------	-----

平成28年度実績産業廃棄物排出・処理状況調査票(実績値)

(H19,25改訂産業分類対応版)

①調査状況

1) 連絡先及び担当者

担当部課名	部(局)		課(室)	係
電話番号(代表/直通)	内線	FAX		
担当者名	メールアドレス			

2) 調査実施概況

調査時期	調査機関名
平成 年 月 ~ 平成 年 月	

調査票 I-2

調査票 I-2 (H19.25改訂産業分類対応版)

②産業廃棄物排出状況の調査方法(業種毎)

- 産業廃棄物の排出状況の調査方法を、「調査票記入要領」の「別表-3」から選び、コード番号を記入してください。
- 未調査の場合は「-」を記入してください。
- 複数回答の場合は半角カンマで区切って入力してください(例:3,4)。
- 調査対象業種が中小分類の項目は、中小分類(薄オレンジのセル)に記入してください。取りまとめ上、大分類のみの場合は、大分類(水色のセル)に記入してください。
- 調査方法にコメントが必要な場合は備考欄に記入してください。

都道府県名 ○○県 実績年度 平成28年度

③業種別排出量の算出方法

- 業種毎の排出量の算出方法をご記入下さい。記入スペースが足りない場合は、シートを追加しご記入下さい。
- 算出方法が記載されている資料を添付していただくことも可とするが、当該算出方法をどの産業分類で用いたか明記すること。

大分類	番号	産業分類			コード	調査方法の種類 排出状況調査	備考	
		中分類	小分類	細分類				
(A) 農業、林業		農業、林業大分類			A			
	1	農業	耕種農業		A011			
	2		畜産農業		A012			
	3	林業			A02			
4	上記以外の農業、林業							
(B) 漁業		漁業大分類			B			
	5	漁業			B03			
	6	水産養殖業			B04			
(C) 鉱業	7	鉱業、採石業、砂利採取業			C			
(D) 建設業	8	建設業			D			
(E) 製造業		製造業大分類			E			
	9	食料品製造業			E09			
	10	飲料・たばこ・飼料製造業			E10			
	11	繊維工業			E11			
	12	木材・木製品製造業			E12			
	13	家具・装飾品製造業			E13			
	14	パルプ・紙・紙加工品製造業			E14			
	15	印刷・同関連業			E15			
	16	化学工業			E16			
	17	石油製品・石炭製品製造業			E17			
	18	プラスチック製品製造業			E18			
	19	ゴム製品製造業			E19			
	20	なめし革・同製品・毛皮製造業			E20			
	21	医薬・土石製品製造業			E21			
	22	鉄鋼業			E22			
	23	非鉄金属製造業			E23			
	24	金属製品製造業			E24			
	25	はん用機械器具製造業			E25			
	26	生産用機械器具製造業			E26			
	27	業務用機械器具製造業			E27			
	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業			E28			
	29	電気機械器具製造業			E29			
	30	情報通信機械器具製造業			E30			
	31	輸送用機械器具製造業			E31			
	32	その他の製造業			E32			
	(F) 電気・ガス・熱供給・水道業		電気・ガス・熱供給・水道業大分類			F		
		33	電気業			F33		
		34	ガス業			F34		
		35	熱供給業			F35		
		36	水道業	上水道業		F361		
	37	下水道業		F363				
	(G) 情報通信業		情報通信業大分類			G		
38		通信業			G37			
39		放送業			G38			
40		情報サービス業			G39			
41		インターネット付随サービス業			G40			
42		映像・音声・文字情報制作業			G41			
(H) 運輸業、郵便業		運輸業、郵便業大分類			H			
	43	鉄道業			H42			
	44	道路旅客運送業			H43			
	45	道路貨物運送業			H44			
	46	上記以外の運輸業、郵便業						
(I) 卸売業、小売業		卸売業、小売業大分類			I			
	47	各種商品卸売業			I50			
	48	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	建築材料卸		I5311			
	49		木材・竹材卸売業					
	50	各種商品小売業			I56			
	51	機械器具小売業	自動車小売業		I591			
	52		機械器具小売業		I593			
	53	その他の小売業	家具・建具・装小売業		I601			
	54		じゅう器小売業		I602			
		54	燃料小売業		I605			
55	上記以外の卸売業、小売業							
(K) 不動産業、物品賃貸業		不動産業、物品賃貸業大分類			K			
	56	物品賃貸業			K70			
(L) 学術研究、専門・技術サービス業		学術研究、専門・技術サービス業大分類			L			
	57	学術・開発研究機関			L71			
	58	技術サービス業	写真業		L746			
(M) 宿泊業、飲食サービス業		宿泊業、飲食サービス業大分類			M			
	59	飲食店			M76			
	60	上記以外の宿泊業、飲食サービス業						
(N) 生活関連サービス業、娯楽業		生活関連サービス業、娯楽業大分類			N			
	61	洗濯・理容・美容・浴場業	洗濯業		N781			
(O) 教育、学習支援業	62	教育、学習支援業			O			
(P) 医療、福祉		医療、福祉大分類			P			
	63	医療業			P83			
	64	上記以外の医療、福祉						
(Q) 複合サービス事業	65	複合サービス事業			Q			
(R) サービス業		サービス業大分類			R			
	66	自動車整備業	自動車整備業		R891			
	67		その他のサービス業		R952			
	68	上記以外のサービス業						
(S) 公務	69	公務			S			

調査票 I - 3 (H19.25改訂産業分類対応版)

④ 産業廃棄物処理状況の調査方法(処理区分)

- 産業廃棄物の処理状況の調査方法を、「調査票記入要領」の別表-3から選び、コード番号を記入してください。
- **本欄は「-」を入力してください。**
- 複数回答の場合は半角コマで区切って入力してください(例:3,4)。
- 調査方法にコメントが必要な場合は備考欄に記入してください。

プロ-箇の項目	処理区分										合計量で把握している場合はこへ記入する。						
	排出量	自己中間処理量	自己最終処理量	自己中間処理量	自己最終処理量	自己中間処理量	自己最終処理量	委託中間処理量	委託最終処理量	委託中間処理量	委託最終処理量	委託中間処理量	委託最終処理量	委託中間処理量	委託最終処理量	委託中間処理量	委託最終処理量
1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
調査方法の種類																	
備考																	

○ 個別に調査方法が相違する場合は、下表に廃棄物の種類を記入し、それぞれの調査方法の種類をご回答ください。

- 産業廃棄物の処理状況の調査方法を、「調査票記入要領」の別表-3から選び、コード番号を記入してください。
- **本欄は「-」を入力してください。**
- 複数回答の場合は半角コマで区切って入力してください(例:3,4)。
- 廃棄物の種類が不足した場合は、行を追加してください。

プロ-箇の項目	処理区分										合計量で把握している場合はこへ記入する。						
	排出量	自己中間処理量	自己最終処理量	自己中間処理量	自己最終処理量	自己中間処理量	自己最終処理量	委託中間処理量	委託最終処理量	委託中間処理量	委託最終処理量	委託中間処理量	委託最終処理量	委託中間処理量	委託最終処理量	委託中間処理量	委託最終処理量
1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
調査方法の種類																	
備考																	

⑤ 処理項目毎の推計量の算出方法

- 処理項目ごとの推計量の算出方法を記入してください。記入スペースが足りない場合は、シートを追加して記入下さい。
- 算出方法が記載されている資料を添付していただくことも可とするが、当該算出方法をどのプロ-箇の項目に用いたか明記すること。









**調査票Ⅲ－1 (H19.25改訂産廃分類対応版)**  
**産業廃棄物種類別排出・処理状況調査票(産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む)の種類別処理処分量)**

- 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。)の種類別処理処分量(単位:トン/年)を記入してください。
- 産業廃棄物は発生から最終処分まで種目が変わらないものとして記入してください。
- 平成29年度実績調査より「水銀含有はくじん灰(焼酎、廃液、廃アルカリ、焼き灰、ばいじん)の内訳」,「水銀仕様製品(産業廃棄物)の調査項目が追加されています。(赤字)
- 処理処分量が0(ゼロ)の場合は「0」と明記し、不明瞭による不明箇所は「-」を入力してください。
- 処理区分はフロー図のとおりで入力してください。取りまとめ上、処理区分が自己処理、委託処理の区別がない合計値を計上している場合は、下表右欄にある所定の欄に記入してください。
- フロー図の処理状況が適用できない場合は、貴都道府県で実施した独自の処理状況を添付してください。

フロー図の項目	(単位:トン/年)																			合計値で把握している場合はこへ記入する。						
	(1) 不 動 物 等 の 生 産 廃 棄 物	(2) 排 出 量	(3) 自 己 中 間 処 理 量	(4) 自 己 未 処 理 量	(5) 自 己 中 間 処 理 量	(6) 自 己 未 処 理 量	(7) 自 己 減 量 比 量	(8) 自 己 排 出 生 産 廃 棄 物 量	(9) 自 己 生 利 用 量	(10) 自 己 中 間 処 理 後 量	(11) 自 己 最 終 処 理 後 量	(12) 委 託 処 理 量	委託中間処理量			委託最終処分量			(16) 委 託 減 量 比 量	(17) 委 託 生 利 用 量	(18) 委 託 最 終 処 理 後 量	(19) 委 託 最 終 処 理 後 量	後 中 間 処 理 後 量	後 最 終 処 理 後 量		
期5 の 残 量	期6 の 残 量	期5 の 残 量	期6 の 残 量	期5 の 残 量	期6 の 残 量	期5 の 残 量	期6 の 残 量	期5 の 残 量	期6 の 残 量	期5 の 残 量	期6 の 残 量	期5 の 残 量	期6 の 残 量	期5 の 残 量	期6 の 残 量	期5 の 残 量	期6 の 残 量	期5 の 残 量	期6 の 残 量	期5 の 残 量	期6 の 残 量	期5 の 残 量			期6 の 残 量	
燃え灰																										
汚泥																										
廃油																										
廃酸																										
廃アルカリ																										
廃プラスチック類																										
うち石綿含有																										
紙くず																										
水くず																										
繊維くず																										
動物性残渣																										
動物系菌形不燃物																										
ゴムくず*																										
金属くず																										
ガラスくず、コンクリート及び陶磁器くず																										
うち石綿含有																										
鉄さい																										
がけき類																										
うち石綿含有																										
動物のふん尿 <sup>9)</sup>																										
動物の死体																										
ばいじん																										

(\*)動物のふん尿における尿生利用及び中間処理については廃え方は以下のとおり  
 ・尿生利用:たい肥として利用、生ふんのまま販売、たい肥化の過程における水分減少、単化処理 等  
 ・中間処理:畜舎内における水分蒸発、焼却施設における焼却処理 等

調査票Ⅲ-2 (H19.25改訂産業分類対応版)

都道府県名 ○○県

業種年度

平成28年度

調査票Ⅲ-2 産業廃棄物種類別排出・処理状況調査票(特別管理産業廃棄物(産業廃棄物全体の内数)の種類別処理処分量)

- 特別管理産業廃棄物(産業廃棄物全体の内数)の種類別処理処分量を記入してください。
- 産業廃棄物は発生から最終処分まで種類がかわらないものとして記入してください。**
- 「廃水量等」の調査項目が追加されています。(赤字)**
- 処理処分量が「0」(ゼロ)の場合も「0」と明記し、未測定による不明箇所は“-”を記入してください。**
- 処理区分は「フロー一箇」とおとりで回答してください。取りまとめ上、処理区分が自己処理、委託処理の区別がない合計値を計上している場合は、下表右欄にある所定の欄に記入してください。
- 「フロー一箇」の処理状況が適用できない場合は、最終処理場を添付してください。

廃棄物の種類	(単位:トン/年)																						
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13-1)	(13-2)	(14-1)	(14-2)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	合計量で把握している場合はここに記入する。	
不燃物等																							
汚泥																							
廃液																							
廃アルカリ																							
感染性産業廃棄物																							
鉱さい																							
廃石膏等																							
燃え殻																							
ばいじん																							
特別管理産業廃棄物																							
炭酸ガス(含むもの)																							
汚泥(金属等を含むもの)																							
廃液(金属等を含むもの)																							
廃アルカリ(金属等を含むもの)																							
廃水銀等																							
直接排入利用量	(8)																						
直接排入処分量	(1D)=(4)+(7)+(9)+(11)+(12)+(13)+(14)+(15)+(16)+(17)+(18)+(19)																						
中間処理量	(4)+(11)+(12)																						
中間処理後量	(9)+(17)																						
最終処理後量	(10)+(11)+(12)+(13)+(14)+(15)+(16)+(17)+(18)+(19)																						

## II. 活動量指標









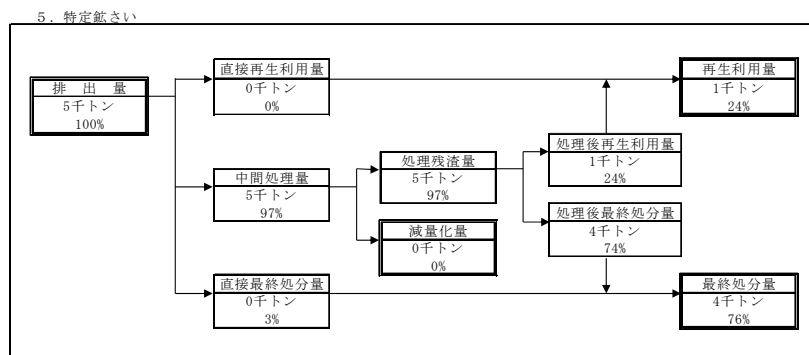
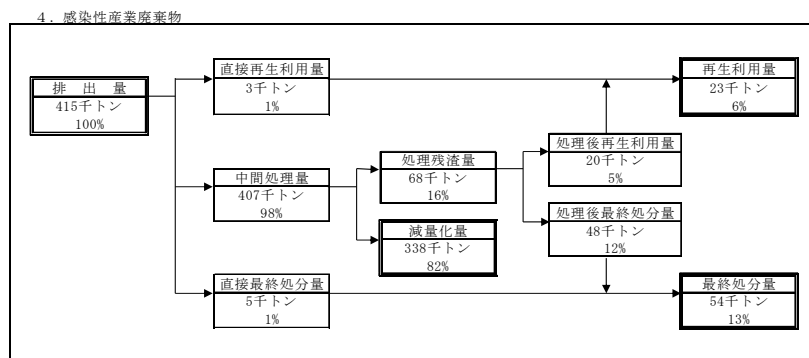
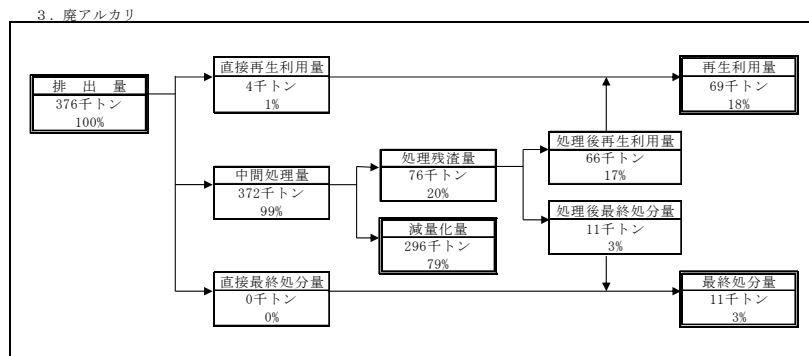
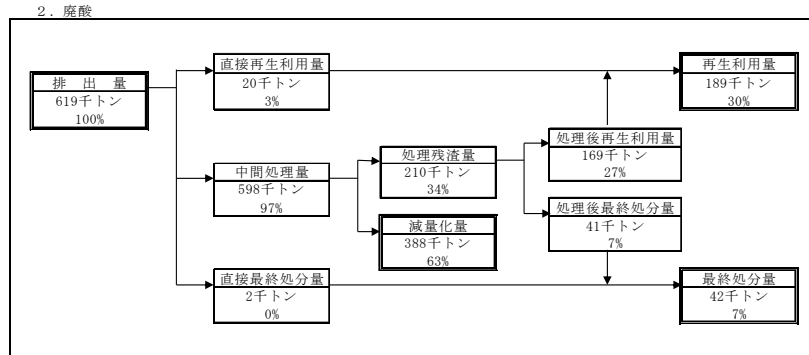
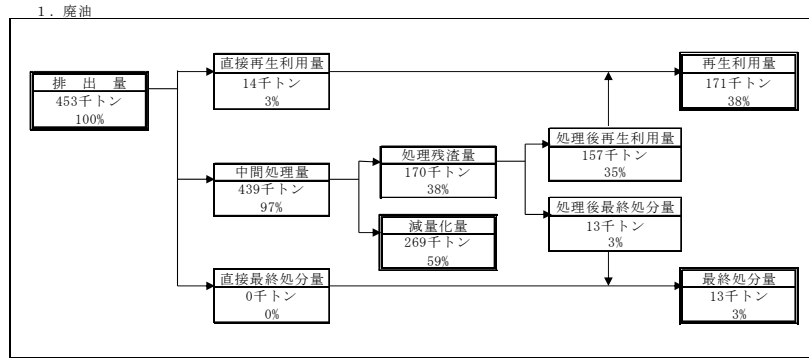






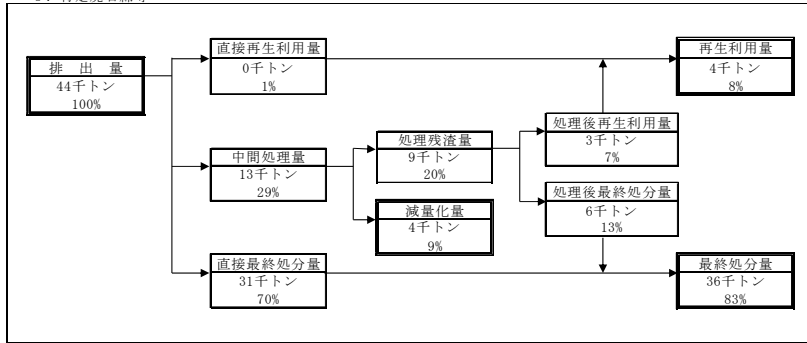
### Ⅲ. 産業廃棄物の種類別処理状況フロー



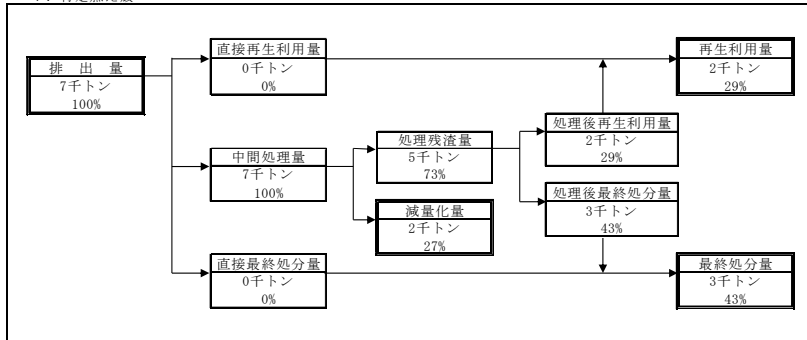


※各項目量は、四捨五入して表示しているため、収支が合わない場合がある。

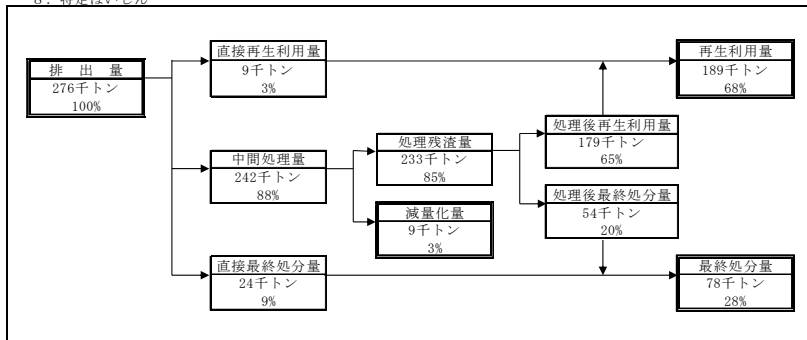
6. 特定廃石綿等



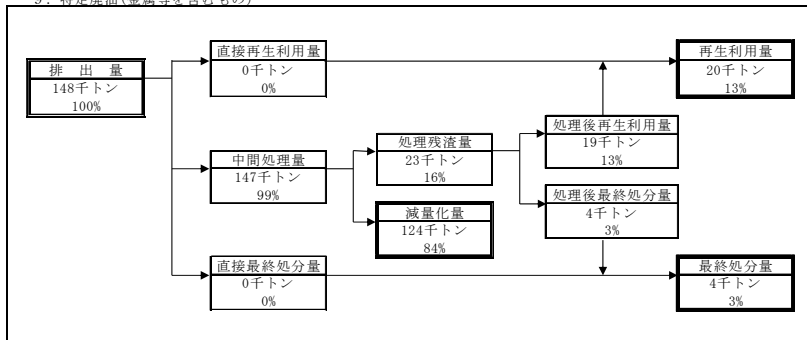
7. 特定燃え殻



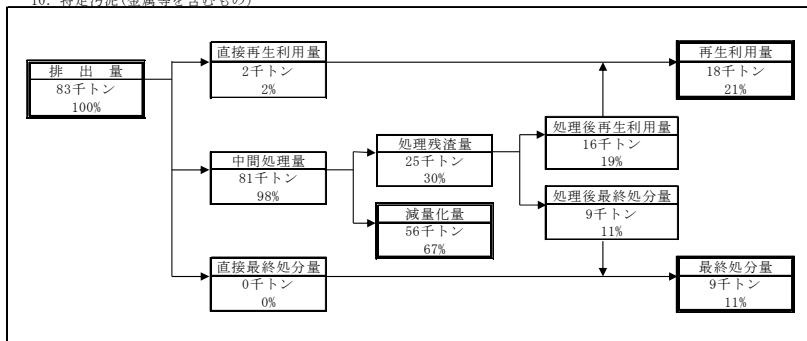
8. 特定ばいじん



9. 特定廃油(金属等を含むもの)

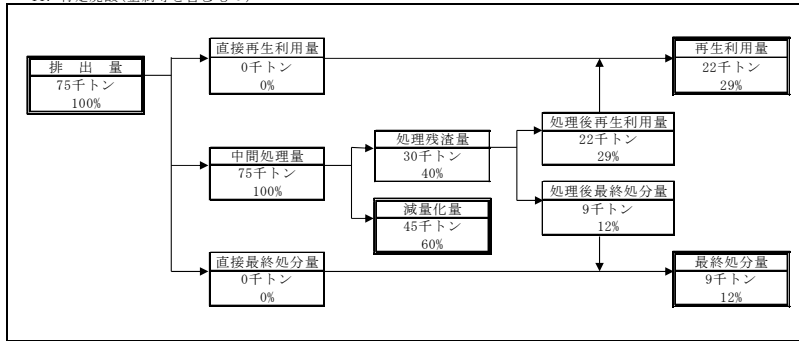


10. 特定汚泥(金属等を含むもの)

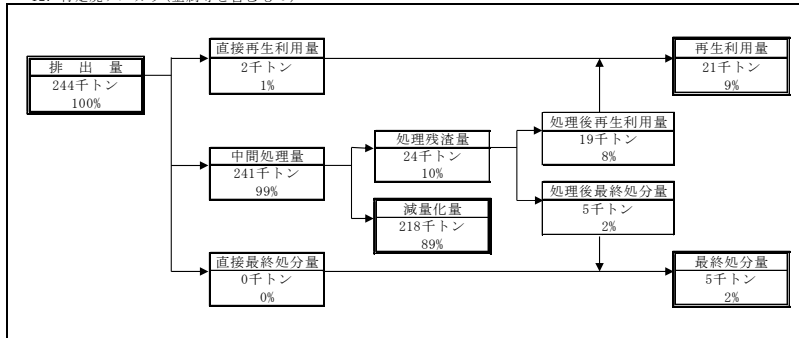


※各項目量は、四捨五入して表示しているため、収支が合わない場合がある。

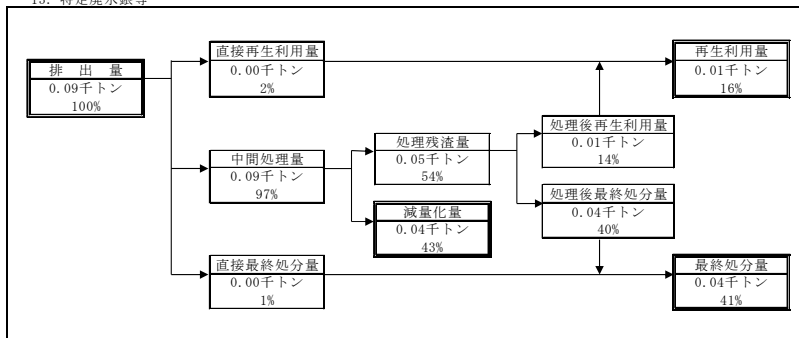
11. 特定廃酸(金属等を含むもの)



12. 特定廃アルカリ(金属等を含むもの)



13. 特定廃水銀等



※各項目量は、四捨五入して表示しているため、収支が合わない場合がある。









リサイクル適正の表示：印刷用の紙にリサイクルできます。

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。